



令和3年度版

秦野市 社会福祉協議会 ガイドブック



目 次

	頁
「社会福祉協議会」ってなんだろう？	1
ボランティアに関すること	
□ ボランティアセンター事業	
☆ ボランティアを始めたい方、ボランティアが必要な方	2
☆ ボランティアの育成（各種講座の開催）	2
☆ ボランティア団体の育成と助成	3
☆ 福祉教育の推進	3
☆ コーディネート活動の支援	4
☆ ボランティア保険加入への手続	4
☆ ボランティア紹介冊子の発行	4
◎ ボランティア活動あれこれ	5
◎ 令和3年度ボランティアセンター登録団体一覧	6
生活上の問題解決のために	
□ はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』	
☆ 成年後見利用支援センター	9
☆ 生活相談支援センター	9
◎ 自立相談支援	9
◎ 家計改善事業	10
◎ 生活困窮者及び生活保護受給者就労準備支援事業	10
◎ たすけ合い給付金	10
◎ 小口生活資金貸付	10
◎ 生活福祉資金貸付事業	10
☆ 生活福祉資金一覧表	12
☆ 日常生活自立支援事業（秦野あんしんセンター）	13
☆ 法人後見事業	13
☆ まちかど福祉相談室	14
□ 各種援護事業	
☆ 福祉車両の貸出し	14
☆ 車イスの短期貸出し	14
☆ 災害見舞金、行旅人供養料等	15
☆ 介護保険料支援	15
在宅での生活援助のために	
□ 介護保険事業	
☆ 訪問介護（ホームヘルプサービス）	15
□ 障害者自立支援事業	
☆ 居宅介護・同行援護	16
☆ 移動支援（ホームヘルプサービス）	16

	頁
□ その他のサービス	
☆ ふれ愛サービス	16
☆ ハートフルサービス	16
福祉活動への支援	
□ 団体助成	
☆ 福祉団体助成費	17
□ 地域福祉活動の支援	
☆ ふれあいサロンほっとコーナー	17
☆ コーディネーター・ニーズ対応チーム研修	17
☆ サロン活動の支援	17
☆ 児童の遊び場遊具等修繕補助	18
地区社協の支援と地区社協の事業	
□ 財源支援(市社協から地区社協へ)	
☆ 普通会費の還元	18
☆ 地区拠点の整備事業	18
□ (地区社協の) 運営支援	
☆ 地域活動コアメンバー発掘講座	18
□ 地区社協の活動	
☆ 地区社協の範囲・構成・活動の財源・主な活動	19
人材育成	
□ 福祉人材育成・研修	
☆ 福祉人材育成に係る懇話会	20
☆ 福祉施設職員研修	20
☆ 役員・職員の研修	20
広報啓発活動	
□ 広報啓発	
☆ 「社協はだの」の発行	20
☆ 「社協ほっと通信」の発行	20
☆ ホームページの開設・運営	20
☆ ツイッター・フェイスブック・インスタグラムの開設・運営…	21
☆ 社会福祉大会の開催	21
☆ 古本市の開催	21
基金等の運営	
□ はだの福祉基金	
◎ 「寄付金の税金控除について」	21
□ はだの地域公益事業基金	

自主財源の確保

□ 会費

☆ 普通会費・特別会費・賛助会費	23
------------------------	----

□ その他の自主財源確保のための活動

☆ 寄付付き啓発物品の販売	23
☆ 収集活動	24
☆ 共同募金仕様の自動販売機の設置	24

自主的・民主的運営

□ 法人運営

☆ 理事会	24
☆ 評議員会	24
☆ 監査	24

みんなの意見を反映する会議の開催

□ 部会・委員会

☆ 部会	24
☆ 評議員選任解任委員会	25
☆ 生活福祉資金貸付調査委員会	25
☆ 日常生活自立支援事業契約締結審査会	25
☆ 法人後見事業運営委員会	25
☆ 第三者委員会	25

□ 地域福祉活動計画

☆ 地域福祉活動計画の進捗管理	25
-----------------------	----

その他の事業

□ 保健福祉センター運営管理	26
□ 共同募金秦野市支会事務局	26
□ 秦野市民生委員児童委員協議会事務局	26
□ 秦野市老人クラブ連合会事務局	26

資 料

1 秦野市社会福祉協議会の会員構成組織図及び部会所属団体	27
2 地区社協事業等一覧（組織会計）	31
3 地区別（地区社協エリア別）社会福祉関係施設等一覧	33
4 相談機関一覧	40
5 ボランティア保険一覧	43

「社会福祉協議会」って なんだろう？

秦野市社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域福祉）」の実現を目指して、住民主体の理念に基づき、皆さんとともに地域づくりを進めている民間団体です。

社会福祉協議会は、略して「**社協（しゃきょう）**」とも呼ばれています。

●「社協」の性格

社協は、社会福祉法第109条に「**地域福祉の推進役**」として位置づけられ、国、都道府県、市町村のそれぞれに組織されています。

地域の住民や社会福祉関係機関などの参加と協力を得ながら活動することを特徴とし、「自主性」と「公共性」という2つの側面をもった組織です。

●「社協」の構成

主に次のような団体から構成されています。

- ① 住民組織 …地区社会福祉協議会、地区自治会連合会など
- ② 社会福祉に関する活動を行う団体 …当事者団体、ボランティア団体など
- ③ 社会福祉事業者及び関係団体等 …民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、行政機関など

●「社協」の事業

住民が地域福祉活動に取り組める環境づくり、住民同士の仲間づくりを進めるとともに、地域の様々な福祉活動を支援します。

また、福祉関係者・団体及び行政機関との連携を図り、地域に必要な社会福祉を目的とする事業の企画・実施を行います。

●「社協」の財源

社協が事業を実施するための財源は、神奈川県社会福祉協議会・秦野市からの補助金や個人、企業・法人等からの会費や寄付金、共同募金の配分金等によって支えられています。



社協活動の源は、市民の皆さんの声です。
私たちは、“市民サイド”に立った様々な福祉活動を行うために、市民の皆さんに積極的な参加を呼びかけ、助け合い、支え合うまちづくりをともに目指します。

……ボランティアに関すること……



ボランティアセンター事業

☆ ボランティアを始めたい方、ボランティアが必要な方

・・・まずはご相談下さい！

- ボランティア活動の相談窓口として、支援を必要としている人とボランティアを結びつけるなど、ボランティアの需給調整を行っています。
- ボランティア活動を希望する人へ活動先(老人ホームなどの福祉施設や活動グループ)を紹介しています。
- ボランティア活動や介護についてのビデオや図書を取り揃えています。また、福祉体験グッズの貸し出しもしていますので、個人で借りるのはもちろん、研修などにもご活用ください。

<貸出物品一例>

体験用車イス・段差・スロープ・高齢者疑似体験セット・点字盤・アイマスクと白杖セット・ビデオ・図書など

☆ ボランティアの育成（各種講座の開催）

ボランティア活動に取り組む“きっかけ”としていただくため各種講座を開催しています。受講者の募集は、市社協広報紙やホームページなどでお知らせします。

【 ボランティア講座等 】

講 座 名	主な内容	開催時期
手話ボランティア講座	聴覚障害者への理解 手話の基礎的な技術	5月～6月 全7回
点訳ボランティア講座	視覚障害者への理解 点字の基礎的な技術	5月～7月 全10回
録音ボランティア講座	視覚障害者への理解 発音・発声など、音声訳の技術	9月～10月 全8回
外出介助(誘導)ボランティア講座	視覚障害者の外出を支援するための誘導技術	11月 全5回
夏休み親子ボランティア体験	夏休みの自由研究の題材をテーマに様々なボランティア活動の体験を行う。	夏休み期間中

傾聴ボランティア講座	聴き方についての基本的な事項について 傾聴ボランティア活動のための技術	10月 8日・11日
託児ボランティア講座	託児ボランティアを養成するための講座	開催検討
ふれあい・いきいきサロ ンボランティア講座	高齢者サロン（ふれあい・いきいきサロ ン）のはじめ方や続けるための工夫など の技術	地域の要請によ り随時

☆ ボランティア団体の育成と助成

● ボランティア連絡会事務局

・・・ 個人及び団体で構成されているボランティア連絡会の事務局を担っています。

● ボランティアグループ等活動助成

・・・ ボランティアグループの活動上の相談を受け、助言を行うとともに、活動経費の補助をしています。

☆ 福祉教育の推進

社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、市内の小・中学校の各3校を福祉教育指定校に指定し、ボランティア体験学習や福祉教室を実施しています。

また、命の尊さや障害のある人も無い人も社会の一員であるという理解を深めることを目的に、福祉体験プログラムの開発や福祉教育指定校の児童・生徒を中心に体験プログラムの実践に取り組みます。

【体験学習等】

事業名	対象	内 容	期 間
中学生ボランティア体験学習	福祉教育指定校	市内の特別養護老人ホームでのボランティア体験	夏期休暇中の2日間
高校生保育ボランティア体験学習	市内在住、在学の高校生	市内の保育園での保育ボランティア活動	7月～8月 1週間程度
高校生福祉施設ボランティア体験学習	市内在住、在学の高校生	市内の高齢・障害施設でのボランティア体験	7月～8月 2～3日

福祉体験プログラム 「出会い・発見・まち探検」	福祉教育 指定校	福祉に対する正しい理解を深めるため、障害者を含む地域の大人とまち探検を行う。	5月～10月
福祉教室	市内の小中学校や高校等	学校が行う総合学習等の福祉プログラムに対して、社協がプログラム作成や講師の紹介を行う。	要請により随時

●令和3年度の福祉教育指定校：小学校（東小、広畑小、西小、）中学校（南中、西中、渋沢中）

☆ コーディネート活動の支援

● 施設コーディネーター活動費助成

・・・ 社会福祉施設でのボランティア活動が円滑に行われるよう、その調整を行うコーディネーターへ経費の助成をしています。

● 地区コーディネーター活動費助成

・・・ 地域でのボランティア活動で福祉ニーズの調整を行うコーディネーターへ活動経費の助成をしています。

☆ ボランティア保険への加入手続き（受付は、月～土曜日、8：30～17：00）

※保険への加入の前に市社協へのボランティア登録（個人・団体）が必要です。

 「ボランティア保険」の詳細は、P44～P45を参照。

☆ ボランティア紹介冊子の発行

P6～8に掲載している

ボランティア団体の紹介冊子を

発行、配布しています。

ご希望の方は窓口までお越し下さい。



☆☆☆ ボランティア活動あれこれ ☆☆☆



【活動の区分】

A 身近な地域でできる活動

ご近所同士での支え合いや地域で行われる行事への参加協力、地域の見守り、居場所づくりの活動です。

B 社会福祉施設等で行う活動

高齢者や障害者が利用する施設で自分の特技を活かした、作業の補助や利用者のお話相手をしたりする活動です。

C 高齢者を支援する活動

介護予防を目的としたミニデイサービスや地域の高齢者の生活を豊かにするため、見守りをする活動です。

D 青少年・子育てを支援する活動

子どもや子育て家庭を支援する活動です。絵本の読み聞かせや、布のおもちゃ作り、学習支援などの活動があります。

E 障害児・者を支援する活動

手話や点字、朗読などの情報提供活動、通院などの外出を支援する活動、地域での交流の場作りを支援する活動があります。

F 災害ボランティア活動

災害復興支援ボランティア活動、被災地への寄付金を募るためのイベント開催などの活動があります。

G 施設や地域行事での演芸・演奏活動

福祉施設や地域行事の場でボランティアで演芸や演奏、踊りなどを披露、慰問する活動です。

H その他の活動

自然環境を守るための活動や地域の美化活動のための活動があります。

令和3年度ボランティア団体登録名簿

	団体名	主な活動内容	区分
1	NPO法人秦野にぎわい創造まちづくり	地域づくりの拠点として地域の活性化、地域づくり（防犯パトロール他）	A
2	サポートし隊	地域高齢者のお手伝い、助け合い、ゴミ捨て他	A
3	送迎介助ボランティアへるぱーず	地域高齢者の通院の送迎ボランティア	A
4	送迎ボランティア「おたすけ隊」	地域高齢者の買い物、通院の送迎ボランティア	A
5	秦野公衛会	地域住民の健康づくりと保健知識の普及を図る	A
6	秦野市交通安全協会	子どもや高齢者に対する交通安全啓蒙活動の推進等	A
7	秦野市食生活改善推進団体	幼児から高齢者までを対象とした食育活動	A
8	秦野市赤十字奉仕団	市内を中心に救急法等の講習や献血広報活動を通し地域に根ざした活動を展開	A
9	秦野市地域婦人団体連絡協議会	地域での防犯パトロール活動・環境美化・福祉活動	A
10	秦野市ボランティアコーディネーター連絡会	地域のボランティアニーズに対応	A
11	秦野市民生委員児童委員協議会	高齢者や障害者、子育て世帯への支援など地域福祉活動	A
12	はだの市民体操の会	市民体操普及活動	A
13	秦野市レクリエーション協会	レクリエーションの普及振興、会員の健康増進を図る 指導者の養成	A
14	秦野地区更生保護女性会	女性の立場から社会を明るくする運動の推進・啓発活動	A
15	秦野ノルディック&ポールウォーキングクラブ	中高年を対象とした健康維持のためのノルディックウォーキング	A
16	はだの悠遊会	福祉施設慰問、重要文化財保護活動、水無川河川敷の花壇整備	A
17	いぬ・ねこ笑顔の会	殺処分対象となった犬、猫を保護し、家庭でのトレーニング後、市内、県内の介護施設、学校にてアニマルセラピーボランティアを行う。	B
18	神奈川県理容生活衛生同業組合 秦野支部	重身障がい者及び理髪店に行くことが困難な方への訪問カットボランティア	B
19	傾聴こだまの会	老人福祉施設等での傾聴ボランティア活動	B
20	弘済学園・ライフステージ悠トピア 月曜ボランティア	障がいから発生する行動に応じた服装制作	B
21	なでしこ傾聴の会	老人福祉施設等での傾聴ボランティア活動	B
22	秦野市獣医師会動物ふれあい訪問活動	高齢者施設などに動物と飼い主、獣医師で訪問して動物介在活動	B
23	秦野赤十字病院ボランティアグループ	病院と地域との相互信頼関係の架け橋となる	B
24	秦野美容組合	重度身障者の方への訪問美容活動	B
25	いきがい型デイサービス広畑ふれあいプラザ月曜班	ミニデイサービスの運営	C
26	いきがい型デイサービス広畑ふれあいプラザ水曜班	ミニデイサービスの運営	C
27	いきがい型デイサービス広畑ふれあいプラザ木曜班	高齢者の閉じこもり防止、健康の維持やいきがいの高揚を図る。 ミニデイサービスの運営	C
28	いきがい型デイサービス広畑ふれあいプラザ金曜班	高齢者の閉じこもり防止、健康の維持やいきがいの高揚を図る。 ミニデイサービスの運営	C
29	いきがい型デイサービス保健福祉センター月曜班	高齢者の閉じこもり予防、孤立感の防止のため楽しい時間を提供	C
30	いきがい型デイサービス保健福祉センター水曜班	一人暮らしや引きこもりがちの高齢者に楽しい一日を提供	C
31	チームふじさんず	高齢者施設等に訪問して指先や身体に触れる事で心身の安定や信頼につなげる活動	C
32	MOA美術館秦野児童作品展	児童を対象とした絵画展の開催	D
33	おはなしアリス	図書館・幼稚園・小学校での絵本の読み聞かせ活動	D
34	おはなしころりん	市内60箇所にておはなし会の開催、講演会講座の開催	D
35	おはなしでてこい	秦野の民話の紙芝居を作成して図書館・施設へ読み聞かせ、語りべ活動	D
36	おはなしmam	絵本の読み聞かせ	D

	団体名	主な活動内容	区分
37	おはりばこ	おもちゃや絵本を作り、保育園や施設等に提供	D
38	はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」	①学習支援・日本語支援 ②相談、必要な支援 ③目的にかなうレクリエーションや他団体との協力・交流 ④地域の方々に学びと研修の機会を提供する	D
39	NPO法人スペシャルオリンピックス日本・神奈川	知的発達障害児(者)の社会参加を応援 スポーツ協議会開催	E
40	NPO法人パソコンサークル	身体障害者対象にパソコンの技術習得支援や各種情報提供	E
41	エコーキッズ体操クラブ	発達障害の子供達の体操クラブ	E
42	おもちゃ図書館ばきらっこ	障害を持つ子ども達におもちゃの楽しさとすばらしさを伝える	E
43	手話サークル「青葉会」	聴覚障害者との手話学習及び交流 社会参加促進	E
44	障害者の自由な移動をすすめるハンディキャプの会	車椅子利用者の外出時の送迎、社会参加への手伝い	E
45	精神保健ボランティアけやき	精神障害者の地域生活支援 お茶会の開催	E
46	送迎ボランティアゆりの会	運転ボランティアの車を利用して会員の通院送迎	E
47	対面朗読 春の風	視覚障害者等への対面朗読活動	E
48	丹沢自律生活センターボランティアグループ	丹沢自立生活センターが運営する事業及び利用者の活動サポート	E
49	秦野市拡大写本赤十字奉仕団	視覚障害者への拡大写本サービス	E
50	秦野市点訳赤十字奉仕団	視覚障害者への点訳サービス	E
51	秦野市誘導赤十字奉仕団	視覚障害者の外出支援とノーマライズ促進支援	E
52	秦野市録音赤十字奉仕団ひまわり	視覚障害者への音声訳・録音による情報提供	E
53	秦野手話サークル秦の会	聴覚障害者の理解と社会への手話の普及を図る	E
54	秦野精華園ボランティアグループ	秦野精華園利用者の生活が豊かになるためのお手伝い	E
55	特定非営利活動法人 ミライボランティア南	①福祉有償運送移動サービス②サロンの開催	E
56	なでしこ防災ネット	女性の視点で地域での防災知識の普及・啓発	F
57	はだのS L 会	地域での防災知識の普及・啓発	F
58	はだの災害ボランティアネットワーク	大災害発生時の災害救援ボランティアセンターの開設	F
59	Olive(オリーブ)	福祉施設等でのオカリナやピアノなどによる演奏活動	G
60	オカリナ館「風香」	福祉施設や公共施設でのオカリナ演奏	G
61	オカリナ秋桜	福祉施設でのオカリナ演奏 公民館行事への参加	G
62	音楽グループ ぶれーめん	福祉施設やイベント、地域に根ざしたコンサート等演奏活動	G
63	キッズ音楽隊	福祉施設等でのピアノやリコーダーによる演奏活動	G
64	劇団・太陽	人形劇活動	G
65	子ども邦楽育成会	子どもたちの邦楽器の普及活動	G
66	コロポックル	楽器（ギター・キーボード・ハープ他）を使って演奏活動	G
67	さんさの会	岩手のさんさ「盛岡さんさ踊り」を通して地域イベント参加、活性化する活動	G
68	太鼓集団ほうらい	地域催事に参加し、太鼓の演奏を介して地域活性化の一助となる	G
69	陽だまり座	児童館等で童謡・唱歌・パネルシアター・朗読等を披露	G
70	ひので会	老人福祉施設で三味線や尺八を使った演奏活動	G
71	ひろはた小町	高齢者施設等に訪問して演舞披露・小学校等へ演舞指導	G
72	藤歌謡サークル	老人介護施設の慰問	G

	団体名	主な活動内容	区分
73	ボランティアフラ モキハナ	施設等での健康フラダンス披露	G
74	ボランティア きのこ	福祉施設等で民謡・津軽三味線など使った演奏活動	G
75	みずき会	老人福祉施設での歌・舞踊などの披露	G
76	ミュージックベル エプロンおばさん	福祉施設等でミュージックベルなどを使った演奏活動	G
77	ララトゥインクル	高齢者施設等に訪問してハンドベルの演奏披露	G
78	表丹沢菩提里山づくりの会	里山保全活動、農作物づくりおよび伝統料理教室開催	H
79	西大竹里山の会	良好な里山の環境維持、自然環境との調和を生かした森づくり	H
80	秦野おきな草愛護会	絶滅危惧種に指定されているおきな草の種まき、育苗、除草	H
81	秦野市の里地里山を育む会	里地里山の保全活動、稲作づくり	H
82	秦野総合高等学校ボランティアバンク	全校生徒がボランティアバンクに登録 市や地域と連携して活動	H
83	はだのネイチャーウォッチングクラブ	ガイドウォーク	H
84	はだの有機栽培クラブ	有機栽培技術の習得および実践、生産物の提供	H

ボランティアとは、ラテン語の“voluntus”や“voluntarius”が語源であるといわれています。その意味は、「自由意志、自ら進んでやること」。
 まだまだ「奉仕」というイメージが強いようですが、本来の言葉のもつ意味から「自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献すること」と定義されています。

活動の考え方としては、

- 1 「自分の気持ちから、積極的に取り組むこと」 —（自主性・主体性）
- 2 「同じ人間として相手を尊重し、互いに助け合うこと」 —（社会性・連帯性）
- 3 「活動の対価として利益を求めないこと」 —（無償性）
- 4 「必要に応じて工夫できること」 —（創造性）

という4つの原則があります。

.....生活上の問題解決のために.....

はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』

生活上の様々な相談を受ける窓口です。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、皆さんの暮らしを守る“生活困窮者自立相談機能”、“権利擁護センター機能”と“成年後見利用支援機能”を併せ持っています。

- 相談日時 月曜日～金曜日（土日祝休み）、9：00～12：00・13：00～17：00
- 相談体制 所長（弁護士）、相談員（社会福祉士等）
- 電 話 83-2751（直通）

成年後見利用支援センター P9		成年後見制度に関する相談や手続きなどの支援、情報提供
生活相談支援センター	自立相談支援 P9	相談者に合わせた支援プランの作成
	家計改善事業 P10	家計の立て直しをアドバイス
	生活困窮者及び生活保護受給者 就労準備支援事業 P10	就労に向けた相談・支援
	たすけ合い給付金 P10	現物による給付や食材の提供による家計支援
	小口生活資金貸付 P10	低所得世帯などに対し、世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付及び相談
	生活福祉資金貸付事業 P10	
日常生活自立支援事業 （秦野あんしんセンター） P13		判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助、大切な書類の保管

☆ 成年後見利用支援センター

認知症や知的・精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守るため「成年後見制度」の利用に関する、相談・支援等を行います。また、ご要望に基づき講座等による情報提供を行います。



☆ 生活相談支援センター

◎ 自立相談支援

生活に困窮している世帯の自立のために、相談者や世帯の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。

◎ 家計改善支援事業

家計の管理ができないことにより、生計の維持が困難な世帯に対し、収支表を活用するなどし、家計の見える化を行いながら世帯の自立を支援します。

◎ 生活困窮者及び生活保護受給者就労準備支援事業

日常生活や社会生活において課題があるために、直ちに就労することが困難な方に対して就労するための生活習慣や基礎技能の形成を支援します。

◎ たすけ合い給付金

生活相談支援センターにおける自立に向けた支援をする上で、必要に応じて食料などの現物の支援を行っています。

また、ハローワークや他の就労支援機関と連携してもなお就労に結び付かない方に対し、市内の本事業に賛同し、協力してくださる事業所で就労体験等を行う支援をします。

仕事が決まっているのに通う交通費がない、食べるものがないという方への支援の他、小中学校の入学や就労に必要なものに対しても現物での支給をしています。

給付決定には、世帯の家計状況等の聞き取りをした上となりますので、まずはお電話で面談の予約をしてください。

◎ 小口生活資金貸付

生活相談支援センターにおける自立に向けた支援をする上で、必要に応じて生活費の一時的なつなぎ資金として貸付をしています。

貸付対象：市内に住所があり、先の収入が見込めるものの、一時的に生活費が不足し、他からの借入れができない方で、最大10か月の期間内に返済ができる方。収入を証明する書類、身分証明書の提示ほか市内在住の連帯保証人1名が必要です。
(ローン等の返済のための貸付はできません)

貸付限度額：1世帯 50,000円以内

※但し、保証人を立てられない場合で、貸付を必要と判断される世帯は20,000円以内。

◎ 生活福祉資金貸付事業 〈県社協受託事業〉

他からの借入れが困難な低所得世帯や障害者または高齢者世帯に対し、世帯の状況と必要に合わせた資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）の貸付を行います。

貸付の際には、民生委員の調査・訪問、連帯保証人との面接があります。相談内容、返済計画などで貸付の可否を決めます。他の制度（母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等）で借入可能な場合はそちらが優先となります。

※ 各種の生活福祉資金の概要についてはP12の表を参照。



(1) 総合支援資金 ※生活福祉資金(概要)一覧参照

失業や減収などの理由から生活に困窮している世帯に対して、相談と貸付により生活の立て直しを支援します。

貸付対象：貸付によって自立が見込まれ、次の要件に**すべて**当てはまる方

①低所得世帯（住民税非課税世帯程度）であり、失業や収入の減少などにより生活に困窮していること。

②公的な書類などで本人確認が可能であること。

③現段階で住所があること。あるいは「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が見込めること。

※総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※現段階で住居を喪失している方は「住居確保給付金」の相談を受けていただきます。

④社協や関係機関からの継続的な相談支援を受けることに同意していること。

⑤貸付と支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、貸付けた資金の返済が見込めること。

⑥雇用保険、生活保護、年金などの公的給付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

(2) 福祉資金 ※「生活福祉資金(概要)一覧」参照

生活の安定と経済的自立を図るために、資金の貸付と必要な援助を行います。

貸付対象・・・低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

(3) 教育支援資金 ※「生活福祉資金(概要)一覧」参照

低所得世帯に対し、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費の貸付を行います。

(4) 不動産担保型生活資金貸付（リバースモーゲージ） ※「生活福祉資金(概要)一覧」参照

持ち家と土地があっても現金収入が少ない高齢者世帯の自立を図ることを目的に、その不動産を担保（土地の評価額1500万円以上）に生活費を貸付する制度です。高齢者が実際に暮らしている不動産を担保に月額で融資を受け、高齢者の死亡時または融資期間終了時にその不動産を処分し返済することから「リバースモーゲージ」形式とも言われています。

☆ 生活福祉資金（概要）一覧

資金の種類		資金の使途・説明	貸付限度額の目安	据置期間	償還目安	連帯保証人	貸付利子	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの期間（原則3ヶ月最長1年以内）に必要な生活費	月額20万円 単身者15万円	最終貸付日より6か月以内	10年以内	原則必要	保証人あり 無利子 保証人なし 1.5%	
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円					
	一時生活再建費	就職するために必要な支度費や技能を習得するための経費、滞納により生活上に著しい支障が出る場合の公共料金等の立替え、債務整理に必要な経費（※債務返済は対象外）	60万円					
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円	6か月以内	20年以内	ただし保証人なしでも貸付可		
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	6か月以内は130万円	技能修得後6か月以内	8年以内			
		住居の修繕等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	6か月以内	3年以内			
		就職、技能習得等の支度に必要な経費						
		冠婚葬祭に必要な経費						
		その他日常生活上一時的に必要な経費						
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内			
		障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円					
		中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513万6千円					10年以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円					7年以内
		病気（急性期状態）・負傷の治療費用、及びその療養期間中の生計を維持するために必要な費用	170万円		5年以内			
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費						
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年以内			
	緊急小口資金	緊急一時的に生活費が不足し生計の維持困難になった場合に貸付る少額の費用	10万円	2か月以内	12か月以内	不要	無利子	
教育支援資金	教育支援費	就学するために必要な費用で、学校の標準卒業年限まで対象 （※学校の種類によって貸付額が異なります）	月3万5千円～月6万5千円	卒業後6か月以内	20年以内	不要	無利子	
	就学支度費	学校の入学にかかる入学金、制服代等初年度のみ必要な費用	50万円					
不動産担保型生活資金		低所得の高齢者に対し、現に居住する不動産を担保として生活費を貸付する 貸付限度額：居住用不動産（土地）の評価額の70%（評価額は1,500万円以上）	貸付額 月30万円	3か月以内	据置期間終了時	必要	年利3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	

※申込む資金の種類によって提出する書類が違いますので詳細は社会福祉協議会へお問い合わせください。

☆ 日常生活自立支援事業（秦野あんしんセンター）〈県社協受託事業〉

判断能力が十分でない高齢者や障害をお持ちの方の、日常的な金銭の管理、大切な書類等の預かりなどを行います。

利用対象者：市内在住で認知症・知的・精神・身体に障害のある方で、周りに援助をしてくれる人がなく、本人のみでは判断に不安がある方。

内容と利用料：①福祉サービス利用援助及び日常金銭管理

・・・前年分所得税額により月額0円～10,000円

②書類等の預かり・・・年額6,000円

こんなときは「秦野あんしんセンター」にご相談ください。

☆ 年金を計画的に使わなくてはいけないのに、つつい使いすぎて…



“日常金銭管理サービス”・・・前年分所得税額により月額0円～10,000円

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

例えば・・・福祉サービスや病院の支払い、公共料金や日用品の購入代金などの
支払い手続き、預貯金の出し入れや解約の手続き



☆ 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がよくわからない…



“福祉サービスの利用援助”・・・前年分所得税額により月額0円～10,000円

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

例えば・・・福祉サービスの利用に関する情報提供、助言及び苦情解決制度の利用手続き

☆ 最近、物忘れが多くて、年金証書や保険証書など大切な書類がどこにあるのかわからない…



“書類等預かりサービス”・・・年額6,000円

大切な書類（通帳、年金証書、権利書、不動産登記済書、印章など）を金融機関の貸し金庫でお預かりします。

☆ 法人後見事業

成年後見制度下において、市長申立てによるケースについて、市社協が法人として後見受任者となり、福祉サービス利用援助、金銭管理、身上監護を行います。

☆ まちかど福祉相談室

地区社会福祉協議会の拠点を会場に社協や高齢者支援センター等の職員が福祉や介護、生活上の様々な相談に応じます。お気軽にご相談ください。

- ・ 鶴巻地区社協拠点『ほっとワークつるまき』 住所：秦野市鶴巻南 2-6-5
毎月第1水曜日 9：30～11：30
- ・ 大根地区社協拠点『おおねふれあい館』 住所：秦野市下大槻 220-5
毎月第2火曜日 10：00～11：30
- ・ 西公民館 住所：秦野市柳町 2-5-2
毎月第3木曜日 10：00～11：30

各種援護事業

☆ 福祉車両の貸出し

外出困難な方とその家族の負担軽減のために、通院や買い物などに利用できる福祉車両（車イスに乗ったままで乗車できるリフト付きの軽自動車）を貸出しています。



利用対象者：高齢・障害・疾病等により移動に介助を要する方

（主に車イスで移動する一般の交通機関のご利用が困難な方）

※燃料・有料道路代・駐車料金等は利用者のご負担になります。

※燃料は満タンでお貸しますので、利用分の燃料を補充してお返ください。

貸出期間：1か月あたり最長5日間まで。

利用方法：事前予約（利用する2か月前から可）の上、窓口で申請書を利用する3営業日までに提出してください。

※お申し込み時には、**運転する方の免許証の提示が必要です。**

☆ 車イスの短期貸出し

外出や旅行等で、一時的に車イスを利用したいという方のために、貸出しを行っています。



利用方法：事前に電話で予約を入れた上で、直接窓口で申し込み手続きをしてください。

（運搬はご自身でお願いします。）

利用可能期間：2週間以内

☆ 災害見舞金・行旅人供養料等

対 象	支給内容			財 源
災害見舞金	半壊・半焼	10,000 円（市社協 5,000 円＋県共募 5,000 円）		共同募金＋ 県共募事業費
	全壊・全焼、弔慰金	15,000 円（市社協 5,000 円＋県共募 10,000 円）		
行旅人死亡供養料	埋葬料	1 柱	5,000 円	共同募金・年末 たすけあい
	供養料	1 柱	5,000 円	
		2～5 柱	10,000 円	
		6 柱	20,000 円	
行 旅 人 旅 費		最低交通費		

☆ 介護保険料支援

低所得の人の介護保険料を助成しています。

利用方法は、**市高齢介護課**（8 2-9 6 1 6）へ相談してください。

……在宅での生活援助のために……

介護保険事業

65 歳以上の人、（若しくは 40 歳以上の介護保険法上で定められた 16 の特定疾病のいずれかに該当する人）で、日常生活に介護や援助が必要な場合、介護保険サービスを利用できます。

☆ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護認定を受けている人に対して、在宅で自立した生活を送るために、オムツ交換や、入浴介助などの身体介護、また、調理や洗濯などの家事援助をホームヘルパーが訪問しサービスを行います。

利用方法：介護支援専門員へ相談してください。

利 用 料：サービス費用の 1 割が自己負担です。

障害者自立支援事業

☆ 居宅介護・同行援護（重度訪問介護）

市で行う障害支援区分認定後、オムツ交換や入浴介助などの身体介護、調理、洗濯などの家事援助、視覚障害者の同行援護・重度訪問介護を必要とする人にホームヘルパーが訪問しサービスを行います。

利用方法は、市障害福祉課（８２－７６１６）へ相談してください。

☆ 移動支援（ホームヘルプサービス）

「移動介助」を必要とする人にガイドヘルパーが訪問しサービスを行います。

利用方法は、市障害福祉課（８２－７６１６）へ相談してください。

その他のサービス

☆ ふれ愛サービス

高齢、障害、疾病等により日常生活に支障がある家庭に、ホームヘルパーが訪問し、食事づくりや居宅の掃除、外出介助などを行います。

利用方法：まずはお電話でご相談ください。

利用料：家事援助 １時間 ２,０００円、以後３０分毎に１,０００円がかかります。

身体介護 ３０分 １,５００円、以後３０分毎に１,５００円がかかります。



☆ ハートフルサービス

市内在住の生後一年以内のお子さんがある家庭へ、ホームヘルパーが訪問し、家事や育児のお手伝いをします。

利用方法：まずはお電話でご相談ください。

利用料：生後１か月まで１時間５００円、生後１か月を越え３か月まで１時間７５０円、
生後３か月を越え生後１２か月まで１時間１,５００円。

住民税非課税世帯の方は各々３００円、５００円、７５０円。

利用料は１時間を超えた場合、３０分単位とさせていただきます。

※ふれ愛・ハートフルサービスの訪問時間：月～金曜日、８：３０～１７：００（土日祝休み）

.....福祉活動への支援.....

団体助成

☆ 福祉団体助成費（共同募金配分金事業）

当事者団体や福祉団体に対し、構成人数、活動規模、活動状況に応じて活動費の経費補助をしています。

地域福祉活動の支援

☆ ふれあいサロンほっとコーナー

子育て支援を目的に、秦野市民生委員児童委員協議会が実施している「ふれあいサロンほっとコーナー」（4か月児健診時のサロン開設）を支援しています。



☆ コーディネーター・ニーズ対応チーム研修

小地域福祉活動の活性化を目的に、地区コーディネーターやニーズ対応チーム組織の活動支援として、地域からの要請に応じ、小地域単位で出前方式の研修会を開催しています。

☆ サロン活動の支援

地域の中で世代を超えてあらゆる人々がふれあいの輪を広げ自立した生活を送れるよう、サロン活動登録制度を設けて、発足や継続に関する支援を行います。

● 高齢者サロン及び子育てサロン新規設置助成金

小地域レベルでの高齢者サロン及び子育てサロンの開設を支援するため、新たにサロン活動を立ち上げる団体に対し、新規開設及び初期の活動に必要な経費を助成します。

助成金額：10,000円

● サロン連絡会の開催

サロン活動を実践する上での様々な悩みを解決するための情報交換の場として、サロン活動の担い手を対象とした連絡会を開催します。

● サロン活動紹介冊子の発行

サロン活動を広く市民に知らせるために、活動紹介冊子を作成・配布します。

● サロンだよりの発行

サロン団体向けに手づくりの広報誌を発行しています。

☆ 児童の遊び場遊具等修繕補助 (共同募金配分金事業)

自治会が管理する公園の砂場の砂補給、遊具やフェンスなどの修繕費用の補助をします。

補 助 額：工事費のうち、30 万円（税込）までを対象とし、その 80%を補助します。

※24 万円(30 万円の 80%)の交付金額に達するまで、3 年間は申請することが出来ます。

申請方法：所定の交付申請書に業者見積書と図面等を添付し、提出してください。

.....地区社協の支援と地区社協の事業.....

地域での福祉を推進する自主的組織として、市内 7 地区に自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ、社会福祉施設などが中核となって、「地区社会福祉協議会」を組織しています。略して「地区社協（ちく・しゃきょう）」と呼んでいます。

地区のひとり暮らし高齢者を対象とした交流事業や福祉ふれあいまつりなどを行い、地域の住民による福祉活動を推進しています。

平成 24 年度に、鶴巻地区に地区社協の拠点「ほっとワークつるまき」、平成 29 年度には西地区に「西地区ふれあい館」、平成 30 年 4 月に大根地区に「大根ふれあい館」が整備されました。

財源支援（市社協から地区社協へ）

☆ 普通会費の還元

市社協の普通会費（住民会費）の 6 割を地区社協の「運営費交付金」として地区に還元しています。この交付金が、地区社協の事業の主な活動財源になっています。

☆ 地区拠点の整備事業

地区社協活動の活性化に寄与することを目的に、地区社協が民間物件を活動拠点として運営している場合の運営費用の一部を補助しています。

運営支援

地区社協に対する支援や連絡調整は、市社協の大事な役割の一つです。市社協の地区担当者が地区社協の各種会議や事業に出席し、組織運営や事業実施等への支援を行っています。

☆ 地域活動コアメンバー発掘講座

地区社協の構成メンバーを対象に、地区社協の在り方や、当面する課題の解決に向けた研修会を開催します。

地区社協の活動

☆ 地区社協の範囲

地区社協は、市内8つの自治会連合会を単位として作られている自主組織です。

※西地区社協には上地区自治会連合会が含まれます。



☆ 地区社協の構成

主な構成団体は、自治会や民生委員児童委員、婦人会、保護司会、子ども会、食生活改善推進団体、地区コーディネーター、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会などです。

☆ 活動の財源

主な財源は、市社協からの運営費交付金（普通会費の6割）や福祉ふれあいまつりのバザー一等による収益金、その他の寄付金等です。

☆ 主な活動

各地区では、それぞれ地域の特徴を活かした福祉活動を展開しています。

- ①広報活動・・・「地区社協たより」の発行や福祉講演会の開催など
- ②ふれあい・交流活動・・・福祉ふれあいまつりや地域交流会など
- ③研修・学習活動・・・役員研修会やボランティア学習会など
- ④小地域ネットワーク活動・・・ニーズ対応チームによる見守り活動など
- ⑤その他・・・シルバー料理教室や構成団体の支援など



「地区社協の令和3年度の役員構成や予算」及び

「令和2年度の主な活動」は、資料2をご覧ください。

.....人材育成.....

福祉人材育成・研修

☆ 福祉人材育成に係る懇話会

地域公益事業に参加している市内の施設の方と新たな福祉人材の確保・育成のための具体策についての話し合いを行っています。

☆ 福祉施設職員研修

施設で働く職員を対象にした研修会を企画・実施しています。

☆ 役員・職員の研修

本会役員、職員の職務の向上のため、県社協などで開催される研修会に出席しています。

.....広報啓発活動.....

広報啓発



☆ 「社協はだの」の発行 年4回(5/15・7/15・11/15・2/15)

本会の事業や活動内容をお知らせするほか、地域福祉の意識啓発を目的にした広報紙を新聞折込みで発行しています。

☆ 「社協ほっと通信」の発行 年3回 (4/1・9/1・1/4)

身近な福祉情報を、より早く提供するため、手づくりの広報紙を発行しています。

※「社協はだの」及び「社協ほっと通信」は、本会窓口のほか、保健福祉センター、市内公民館、駅前連絡所等で配架しています。

☆ ホームページの開設・運営

自宅などで、さまざまな情報がキャッチできるよう、ホームページを開設しています。

市社協事業や市内の子育てサロンの開催日程が確認できるほか、広報紙「社協はだの」(バックナンバーを含む)をダウンロードすることができます。

ホームページ：<https://www.vnhadano.com> メールアドレス：shakyo@vnhadano.com

☆ ツイッター・フェイスブック・インスタグラムの開設・運営

幅広い世代の方がより早く情報をキャッチできるよう、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムを開設しました。本会ホームページからご覧いただけます。

ツイッター : @shakyohadano

URL : <https://twitter.com/shakyohadano/>

フェイスブック : @shakyohadano

URL : <https://www.facebook.com/shakyohadano/>

インスタグラム : shakyo.hadano

URL : <https://www.instagram.com/shakyo.hadano/>

ホームページ



ツイッター



フェイスブック



インスタグラム



☆ 社会福祉大会の開催（秦野市と共催）

毎年10月に社会福祉の推進に尽力された方に対し、その功績をたたえ、表彰状と感謝状の贈呈をしています。また、地域の福祉活動の発表や講演などを行い、市民の福祉意識の高揚を図っています。

☆ 古本市の開催

毎年10月開催の市社会福祉大会に合わせて開かれる「ともしび広場」において、市民の皆さんから寄せられた本や啓発物品（缶パン）を販売し、売上金を事務局運営に充てています。

※ 令和3年度は中止

.....基金等の運営.....

はだの福祉基金

昭和56年度に福祉基金を設立し、以来皆様からの寄付金、基金利息等を積み立ててきました。現在、そこから生まれる果実（利息）等を社協の行う各種事業に役立てています。

◆◆ 寄付金の税金控除について ◆◆

社会福祉法人の主たる目的である事業に対して、一定額以上の寄付をすると、税金の控除の対象になります。

控除対象となった場合、個人の場合には、特定寄付金として所得控除の対象になり、法人の場合には、特定公益増進法人への寄付として法人税計算上一定の割合で損金に算入できます。

令和3年度の事業費財源

基金果実 923千円 取崩し分 4,357千円

令和3年度予算	4,357,000円
1 法人運営、企画・広報事業	3,129,000円 (71.8%)
☆ 社協はだの等の発行	
☆ ホームページの運営	
☆ 社会福祉大会・ふれあい広場開催	
☆ 事務局運営	
2 地域福祉活動推進事業	139,000円 (3.2%)
☆ 小地域福祉活動支援事業	
2 ボランティア活動事業	979,000円 (22.5%)
☆ ボランティアセンターの運営	
☆ ボランティア講座（手話・点訳・録音・外出支援ほか）	
☆ 福祉教育・体験学習	
3 生活支援事業	110,000円 (2.5%)
☆ 介護保険料支援	

はだの地域公益事業基金

市社協と市内の社会福祉施設を有する23の社会福祉法人及びNPO法人からの「地域公益事業会費」によって『はだの地域公益事業基金』を設立しています。

この基金は、制度の狭間のニーズに対応する「たすけ合い給付金事業」（P9 参照）や低所得者に対する法外ヘルパー派遣事業の利用料免除（P16 参照）など、既存の制度では対応できない地域の福祉課題の解決のために役立てられます。

〈参加法人・敬称略〉

社会福祉法人いずみ福祉会・社会福祉法人鶯会・社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団（湘南・結・輪）・社会福祉法人寿徳会・社会福祉法人輝星会・社会福祉法人かながわ共同会（秦野精華園・GH）・社会福祉法人至泉会（あけぼの園）・社会福祉法人常成福祉会・社会福祉法人浄泉会・社会福祉法人進和会・社会福祉法人成和会・社会福祉法人地域精神保健福祉会・社会福祉法人秦野なでしこ会・社会福祉法人珀寿会（秦野陽光園）・社会福祉法人英会・社会福祉法人ビーハッピー・社会福祉法人六美会・社会福祉法人みずほ会・社会福祉法人山栄会・社会福祉法人若木会・社会福祉法人悠々倶楽部・NPO法人かがやき会・NPO法人ちっちゃな星の会

.....自主財源の確保.....

本会の事業にかかる経費は、市や県からの補助金や委託金のほか、市民の皆様や市内の法人・施設、団体・事業所からの会費によって賄われています。

会 費

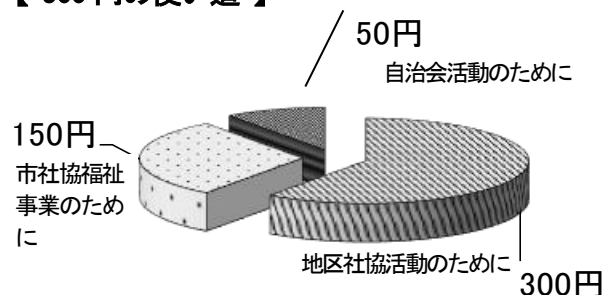
☆ 普通会費（住民会費）

地域住民の皆様に、本会の趣旨に賛同していただき、自主的な加入をお願いしています。

全戸の加入を目標に、毎年9月に地区別の説明会を開催し、自治会のご理解とご協力のもと、加入促進しています。

1口 500円／年

【 500 円の使い道 】



☆ 特別会費

本会の構成員である特別会員（地区社協、地区自治会連合会、地区民児協、社会福祉施設、社会福祉関係団体など）に加入をお願いしています。

1口 5,000円／年

☆ 賛助会費

本会の事業に賛同してくださる個人や団体、市内の企業や事業所などに、加入をお願いしています。

個人：1口 1,000円／年

団体・事業所：1口 5,000円／年

その他の自主財源確保のための活動

市民の皆様のご協力のもと、自主財源確保のため、次のような事業に取り組んでいます。

☆ 寄付付き啓発物品の販売 各500円（うち100円が寄付になります。）

マスコットキャラクター（ハートフルちゃん）をデザインに使用し、事業啓発も行っています。

♪非常用缶入りパン♪

コーヒーナッツ・レーズン・チョコチップの3種

♪トートバッグ♪

キャンバス製・A4サイズマチ付き



☆ 収集活動

不要入れ歯やアクセサリーなどの収集活動に取り組んでいます。

回収した後は、リサイクル業者で換金され、その収益が市社協活動に活かされる仕組みです。回収ボックスは、保健福祉センター入り口に設置しています。

☆ 共同募金仕様の自動販売機の設置

保健福祉センターに3台設置してあります。

収益金の一部が社協と共同募金に寄付される自動販売機です。

..... 自主的・民主的運営

法人運営

☆ 理事会

市社協の業務の決定を行う意思決定機関です。(6名)

☆ 評議員会

市社協の事業計画や予算、決算、定款の変更、法人の合併や解散など、法人の重要事項を理事会後に諮り、議決する機関です。(9名)

☆ 監査

市社協の業務の実施状況と、適切な経理処理、財産状況を監査します。



資料1「秦野市社会福祉協議会の会員構成・組織」をご覧ください。

..... みんなの意見を反映する会議の開催

部会・委員会

☆ 部会

次の4つの部会を置き、部会員相互の連絡を図り、共通の事項を協議研究しています。

- ◆ 民生委員児童委員部会・・・地区民生委員児童委員協議会の代表で組織
- ◆ 施設部会・・・社会福祉法人及び施設の代表で組織
- ◆ 団体部会・・・社会福祉団体及び社会福祉関係団体の代表で組織
- ◆ 地域部会・・・地区社会福祉協議会及び地区自治会連合会の代表で組織

平成30年度に組織された秦野市社会福祉法人経営者懇話会(市内の社会福祉法人経営者有志で組織)の事務局も担当しています。



☆ 評議員選任解任委員会

本会の評議員の選任及び解任を行なうための機関として設置し、新たな評議員の選任を行なうために構成されています。(委員数3名)

☆ 生活福祉資金貸付調査委員会

生活福祉資金（更生資金〔生業費〕、住宅資金）貸付の際に、借受人の状況や事業・返済の計画等が適切かどうかなどを審査するために構成されています。

☆ 日常生活自立支援事業契約締結審査会

日常生活自立支援事業の運営や、利用者の契約能力の審査などを行うために構成されています。(委員数5名)

☆ 法人後見事業運営委員会

市社協が法人として後見受任者となる「法人後見事業」への助言や後見受任の適否などの審査をするために構成されています。(委員数6名)

☆ 第三者委員会

福祉サービスの利用者からの苦情を適切に解決するため構成されています。(委員数3名)

地域福祉活動計画

☆ 地域福祉活動計画の進捗管理

第5期秦野市社会福祉協議会地域福祉活動計画（計画期間 令和3年～令和7年）を策定しました。計画は本会ホームページからご覧いただけます。

.....その他の事業.....

保健福祉センターの運営管理（市受託事業）

秦野市保健福祉センターの施設維持管理業務のうち、運営管理業務を受託しています。

共同募金秦野市支会事務局

神奈川県共同募金会の秦野市支会事務局として、募金委員等、多くのボランティアの協力のもと募金活動を実施しています。

また、災害発生後の被災地への「義援金募集」も随時行っています。



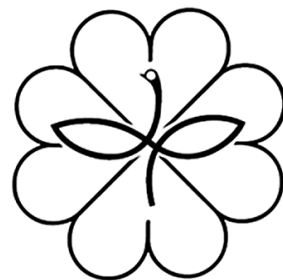
◆赤い羽根共同募金活動◆令和3年10月1日

～令和4年3月31日

◆年末たすけあい募金◆令和3年12月1日～12月31日

秦野市民生委員児童委員協議会事務局

市域の民生委員児童委員協議会の事務局として常任理事会や研修会、部会活動を支援しています。



秦野市老人クラブ連合会事務局

市域の老人クラブ連合会の事務局を担っています。

高齢者の仲間づくりのため、役員会をはじめとする各種会議や生活を豊かにするための各種事業に取り組んでいます。



-27-

民市

【諮問及び重要事項
の議決機関】

地区社会福祉協議会（7地区）	本町・南・東・北・大根・鶴巻・西
----------------	------------------

市内には、7つの地区社会福祉協議会（地区社協）が組織されています。地区社協は、市社協と連携して、地域ごとのきめ細やかな福祉活動を推進していく自主的な団体です。

```

graph TD
    HD[会長] --- VC[副会長 2名]
    VC --- LD[理事長]
    LD --- BOD[理事会]
    LD --- S2[監事 2名]
    BOD --- S1[事務局]
    S1 --- ED[常務理事兼 事務局長]
    ED --- SW[生活支援班]
    ED --- IS[相談支援班]
    ED --- RFP[地域福祉推進班]
    ED --- SSM[団体事務セ 班]
    IS --- HSS[居宅支援事業所]
    IS --- IAS[訪問介護事業所]
    RFP --- IC[はだの地域福祉総合 相談センター 『きやつち。』]
  
```

会 長

副会長 2名

監事 2名

理事会

1名

1名

1名

1名

2名

計 6名

【事務局】

常務理事兼 事務局長

生活支援班

相談支援班

地域福祉推進班

団体事務セ 班

居宅支援事業所

訪問介護事業所

はだの地域福祉総合 相談センター 『きやつち。』

委 員 会	委員数
第三者委員会	3名
日常生活自立支援事業 契約締結審査会	5名
法人後見事業運営委員会	6名
生活福祉資金貸付調査委員会	5名
評議員選任解任委員会	3名

【会長】 藤村 和静

【副会長】 高橋 徹夫

【副会長】 熊澤 道子

【常務理事】 小松 昭一

【執行機関】

◆理事会の職務(改正社会福祉法第45条の13②)

- ①社会福祉法人の業務の執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③会長の選定及び解職

理事構成		所 属	氏 名
(6名)	1	地域部会 秦野市自治会連合会 南地区社会福祉協議会・自治会連合会	高橋 徹夫
任期: 2年	2	民生委員児童委員部会 秦野市民生委員児童委員協議会	熊澤 道子
(R3.6.21～R5.6)	3	施設部会 社会福祉法人篤会	横溝 泰世
	4	団体部会 秦野市手をつなぐ育成会	相原 和枝
	5	社会福祉学識経験者	藤村 和静
	6	〃	小松 昭一

監 事		所 属	氏 名
(2名)	1	社会福祉学識経験者	原 逸夫
任期: 2年 (R3.6.21～R5.6)	2	税理士	関野 喜代美

【議決機関】

◆評議員会の権能

評議員会は、これまでの諮問機関から、理事等を牽制監督する役割を担い、法人運営の基本ルールや決算の承認などの最終決定を行う議決機関となります。

評議員構成		所 属	氏 名
(9名)	1	地域部会 東地区社会福祉協議会・自治会連合会	高橋 正弘
任期: 4年	2	地域部会 北地区社会福祉協議会・自治会連合会	岩崎 忠雄
(R3.6.21～R7.6)	3	民生委員児童委員部会 鶴巻地区民生委員児童委員協議会	丸山 清江
	4	民生委員児童委員部会 大根地区民生委員児童委員協議会	中志 陽一
	5	施設部会 社会福祉法人寿徳会 はだの松寿苑	久保谷 和明
	6	施設部会 社会福祉法人山栄会 やまゆりこども園	山本 昇
	7	団体部会 秦野市地域婦人団体連絡協議会	渡邊 明美
	8	団体部会 秦野市ボランティアコーディネーター連絡会	三嶽 良子
	9	秦野市福祉部長	古尾谷 明美

【地域部会】 15団体

- 1 本町地区社会福祉協議会
- 2 南地区 //
- 3 東地区 //
- 4 北地区 //
- 5 大根地区 //
- 6 鶴巻地区 //
- 7 西地区 //
- 8 本町地区自治会連合会
- 9 南地区 //
- 10 東地区 //
- 11 北地区 //
- 12 大根地区 //
- 13 鶴巻地区 //
- 14 西地区 //
- 15 上地区 //

【民生委員児童委員部会】 12団体

- 1 本町地区民生委員児童委員協議会
- 2 南地区 //
- 3 東地区 //
- 4 北地区 //
- 5 大根地区 //
- 6 西地区 //
- 7 渋沢地区 //
- 8 末広地区 //
- 9 南が丘地区 //
- 10 広畑地区 //
- 11 鶴巻地区 //
- 12 堀川地区 //

【団体部会】 21団体

- 1 秦野市母子寡婦福祉会
- 2 秦野市身体障害者福祉協会
- 3 秦野市遺族会
- 4 秦野市手をつなぐ育成会
- 5 秦野市老人クラブ連合会
- 6 秦野市精神保健福祉家族会のぞみ会
- 7 秦野市地域婦人団体連絡協議会
- 8 秦野市ボランティア連絡会
- 9 秦野保護司会
- 10 秦野市食生活改善推進団体
- 11 秦野地区更生保護女性会
- 12 秦野市ボランティアコーディネーター連絡会
- 13 秦野市点訳赤十字奉仕団
- 14 秦野市録音赤十字奉仕団 ひまわり
- 15 障害者の自由な移動をすすめるハンディキャプの会
- 16 秦野市子ども会育成連絡協議会
- 17 秦野市誘導赤十字奉仕団 歩歩の会
- 18 秦野手話サークル秦の会
- 19 特定非営利活動法人 野の花ネットワーク
- 20 一般社団法人 秦野市障害者地域生活支援推進機構
- 21 特定非営利活動法人 みきフレンド



【施設部会】 23法人・66施設

（高齢分野）

- 1 (福)むつみ福祉会
- 2 寿湘ヶ丘老人ホーム
- 3 菖蒲荘
- 4 湘南老人ホーム
- 5 (福)いずみ福祉会
- 6 くず葉台ケアセンター
- 7 田原の里
- 8 (福)英会
- 9 つるまきケアセンター
- 10 秦野老人保健施設 みかん
- 11 老人保健施設 ライフプラザ鶴巻
- 12 (福)輝星会
- 13 特別養護老人ホーム 湖
- 14 ケアハウス星
- 15 はだの松寿苑
- 16 手をつな号 デイハウスなみき
- 17 通所介護サービスほっと
- 18 老人保健施設 めぐみの里
- 19 老人保健施設 ひまわりの里
- 20 秦野陽光園
- 21 デイサービスセンター和楽

（児童分野）

- 22 (福)幸山会
- 23 いまいずみ保育園
- 24 (福)進和会
- 25 南秦野保育園
- 26 ふくろうのもり保育園
- 27 虹と風保育園
- 28 ベル・フワラー保育園
- 29 (福)杏林福祉会
- 30 第一保育園
- 31 (福)みずほ会
- 32 なでしこ保育園
- 33 なでしこ第2保育園
- 34 (福)六美会
- 35 ひまわり保育園
- 36 (福)明石会
- 37 みどり保育園
- 38 (福)山栄会
- 39 やまゆりこども園
- 40 (福)若木会
- 41 若木保育園
- 42 山辺保育園
- 43 (福)西湘福祉会
- 44 西湘秦野保育園
- 45 (福)こひつじ愛児会
- 46 こひつじ保育園
- 47 (福)湘南福祉会
- 48 にこにこ保育園
- 49 第2にこにこ保育園
- 50 市立すえひろこども園
- 51 市立つるまきこども園
- 52 市立ひろはたこども園
- 53 市立しぶさわこども園
- 54 市立みどりこども園
- 55 ゆりかご保育園
- 56 学童保育はだのキッズ
- 57 (福)UNITED FAMILY
ハレノヒ保育園
- 58 つくし保育園
- 59 学童保育でんでん
- (福)莓一会
- 60 堀川ほほえみ保育園

（障害分野）

- 61 (福)至泉会
- 62 あけぼの園
- 63 (福)寿徳会
- 64 松下園
- 65 (福)かしの木会
- 66 くず葉学園
- 67 (福)浄泉会
- 68 やまばと学園
- 69 秦野精華園
- 70 (福)常成福祉会
- 71 丹沢レジデンシャルホーム
- 72 秦野ワークセンター
- 73 弘済学園
- 74 ライフステージ 悠トピア
- 75 (福)成和会
- 76 ジョブライフはたの
- 77 グループホームせせらぎ
- 78 にこにこパン工房
- 79 (福)ビーハッピー みのりの家
- 80 あけぼの
- 81 うぐいすの家
- 82 地域作業所かがやき
- 83 福祉作業所リトルスター
- 84 鶴巻工芸
- 85 大根工芸
- 86 グループホームファミリーユピュア
- 87 グループホームファミリーユピュアⅡ
- 88 グループホームスカイコート
- 89 多機能事業所 みんなの広場



資料2 地区社協事業等一覧（組織と会計）

※「人口と世帯数」は市行政経営課発行「人口と世帯（令和3年6月1日現在）」を使用。
 ※「自治会加入率」は市民活動支援課発表（令和3年5月8日現在）を使用。
 ※「普通会費加入率」は令和3年3月31日現在の実績値（母数は令和2年4月1日現在の自治会加入世帯を使用）

		本町地区社協	南地区社協	東地区社協	北地区社協	大根地区社協	鶴巻地区社協	西地区社協
人口と世帯数※		20,954 (9,269世帯)	32,683人 (13,512世帯)	15,611人 (6,461世帯)	13,172人 (5,003世帯)	26,343人 (14,420世帯)	15,109人 (7,718世帯)	39,915人 (16,629世帯)
自治会加入率※		68.63% (37自治会・6,334世帯)	58.26% (36自治会・7,829世帯)	58.93% (36自治会・3,795世帯)	71.15% (16自治会・3,564世帯)	45.99% (23自治会・6,608世帯)	55.34% (19自治会・4,262世帯)	西 66.27%(64自治会10,478世帯) 上 83.20%(9自治会 634世帯)
普通会員加入率※		91.9% (6,587世帯)	97.2% (7,974世帯)	97.2% (3,881世帯)	100% (3,619世帯)	95.7% (6,775世帯)	100% (4,361世帯)	100% (11,441世帯)
令和3年度 役員等	会長	本町地区自治連会長	南地区自治連会長	東地区自治連会長	北地区自治連会長	大根地区自治連会長	鶴巻地区自治連会長	西地区自治連会長
	副会長	民生児童委員1 自治会長2	自治会長2名 民生児童委員2名 婦人会長1名	民生児童委員1名 婦人会長1名	民生児童委員1名 自治会長1名	大根地区自治会連合会長1名 民生委員児童委員協議会2名	自治会長1名 民生委員1名	西地区自治会連合会長1名 上地区自治会連合会長1名 民生児童委員3名
	その他の役員	会計2(民生委員2) 書記2(自治会2) 監事2(婦人会・自治会)	会計2(自治会・民生委員) 書記2(体育協会・施設部会) 監事2(老人会・民生委員) 常任理事20	会計2(民生委員・婦人会) 書記2(自治会・民生委員) 監事2(自治会・コーディネーター) 理事27	会計2(自治会・民生委員) 書記2(自治会・食改) 監事2(前社会福祉協議会役員2) 事務局長(自治会) 福祉推進委員長(ボラCo) 献立企画委員長(食改) 広報発行委員長(自治会)	会計2(自治会・民生委員) 書記2(子ども育成会・ささえあい) 監事2(青少年相談員・自治会) 理事14(構成団体の代長)	ほっとワークつるまき施設長1(自治会) 会計2(自治会・食改) 書記2(婦人会・自治会) 監事2(自治会) 顧問3(自治会)	会計2(自治会) 書記2(自治会) 監事2(保護司会・食改)
	部会・委員会	広報対策部会 高齢福祉対策部会 障害福祉対策部会 児童福祉対策部会 地域援護対策部会	高齢者福祉部会 成人部会 施設部会 地域援護部会 青少年育成部会	広報委員会 (その他の活動は必要に応じて 理事会内で実行委員を組織し対応)	全戸加入推進北地区委員会 献立企画委員会 広報委員会 福祉推進委員会	広報委員会 障害部会 子育て支援部会	広報部会 自立支援部会 子育て支援部会 障がい部会 ボランティアセンター	広報部会 地域援護部会 障害者支援部会 個別支援部会
2年決算		1,992,033円	2,105,155円	1,521,873円	2,076,434円	4,009,832円	2,273,639円	3,505,224円
3年予算		2,095,564円	2,118,544円	1,676,090円	2,135,456円	4,395,040円	2,953,611円	4,078,881円
令和3年度 収支予算書	収入の部	収入の部 市社協交付金 1,554,000円 雑収入 10円 繰越金 541,554円	収入の部 市社協交付金 1,438,130円 ふれあい祭り実行委員 150,000円 ボランティア団体交流会費 240,000円 広告料 130,000円 雑収入 2円 繰越金 160,412円	収入の部 市社協交付金 892,000円 まちづくり委員会交付金 170,000円 ふれあい祭り還元金 180,000円 雑収入 5,000円 繰越金 429,090円	収入の部 市社協還元金 919,000円 まちづくり委員会補助金 50,000円 市交付金(敬老会) 709,000円 研修会負担金 140,000円 雑収入 100,000円 繰越金 217,456円	収入の部 市社協交付金 1,400,000円 市交付金(敬老会) 1,400,000円 雑収入 5,000円 繰越金 1,590,040円	収入の部 市社協交付金 1,217,238円 市交付金(敬老会) 1,080,000円 雑収入 5,000円 繰越金 651,373円	収入の部 市社協交付金 2,787,4200円 福祉まつり売上金 65,000円 雑収入 1,015円 繰越金 576,757円
	支出の部	支出の部 活動費 520,000円 会議費 30,000円 事務費 150,000円 育成費・助成費(団体助成) 400,000円 交際費 20,000円 分担金 5,000円 積立金 100,000円 広報費等 130,000円 予備費 45,564円	支出の部 会議費 41,000円 事務費 50,001円 交流費 312,000円 広告費 280,000円 事業費 605,000円 部会費 20,000円 事業費(団体助成金) 601,000円 予備費 209,543円	支出の部 事業費 1,360,000円 会議費 20,000円 事務費 30,000円 助成金(団体助成) 40,000円 交際費 20,000円 負担金 5,000円 予備費 201,090円	支出の部 事業費 1,716,000円 会議費 10,000円 事務費 10,000円 助成金(団体助成) 120,000円 交流費 35,000円 分担金 15,000円 旅費 10,000円 予備費 119,456円	支出の部 活動費 1,150,000円 会議費 90,000円 事務費 30,000円 市社協会費 5,000円 助成費(団体助成) 190,000円 敬老会 400,000円 予備費 530,040円	支出の部 活動費 180,000円 会議費 170,000円 事務費 100,000円 備品費 100,000円 予備費 368,613円	支出の部 事業費 1,775,000円 会議費 40,000円 運営費 601,000円 予備費 1,662,821円

☆ 地区社協事業等一覧（令和２年度中に取り組んだ主な活動）

2年度中に取り組んだ 主な活動	組織運営								広報・啓発活動				在宅福祉活動				交流活動										ボランティア活動				助成		その他								
	総会（書面開催含む）	役員会等	専門部会・委員会	役員等研修（視察研修含む）	構成団体間の情報交換会	自主財源の確保（福祉バザーの開催）	自主財源の確保（会員加入促進）	拠点運営	積立金	社協だよりの発行	福祉講演会	福祉懇談会・福祉座談会	施設見学会	ボランティア研修・講習会	高齢者配食	要援護者の見守り・慰問・訪問	高齢者交流会（おたのしみ会等）	ミニデイサービスの運営（市委託事業）	子育てサロン	福祉ふれあいまつり	自治会単位の高齢者サロン	高齢者			障害児・者	児童				ちびっこ広場	ニーズ対応チームの設置	ささえあいの設置	地域福祉員の設置	地区ボランティアセンターの設置	構成団体への助成金交付	その他の団体への助成金の交付	幼稚園への協力・支援	小中学校への協力・支援	児童ホームへの協力・支援	障害者施設への協力・支援	
																						敬老会	高齢者に感謝するつどい	シルバー料理教室		料理教室	懇談会（当事者団体の定例会への参加も含む）	あずまの里・稲作り体験教室	たこあげ大会												サマースクール
本町地区社協	○	○						○	○													△													○						
南地区社協	○	○						○	○													△													○						
東地区社協	○	○						○	○							○											○								○	○	○				
北地区社協	○	○					○		○	○								○				△													○						
大根地区社協	○	○						○	○	○		△				○					△	△			○									○		○					
鶴巻地区社協	○	○						○	○							○																		○	○						
西地区社協	○	○							○	○						○					△	△												○		○	○				
実施社協数	7	7	0	0	0	0	1	2	7	6	0	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	7	2	1	1	0	0

「△」は新型コロナウイルス感染予防のため、規模を縮小、内容を変更して実施

資料3 地区別（地区社協エリア別）社会福祉関係施設等一覧

本町地区社協

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
【高齢者関係】				
ファミリー介護サービス秦野店	通所介護（介護保険）		曾屋1-7-41クリア秦野203	63-3542
デイサービスコミュニティ万年青	通所介護（介護保険）		曾屋1338-1	71-5628
ディーフェスタクオーレ秦野	通所介護（介護保険）		曾屋5592-6	79-9761
リハビリデイサービスこみやま	通所介護（介護保険）		本町3-2-3	75-8291
グループホームあかつき	認知症対応型共同生活介護		曾屋555-1	71-5041
つるかめ庵	複合型サービス（介護保険）		曾屋805	80-2127
グループハウスやまぼうし	高齢者住宅		曾屋1197-5	75-8731
秦野陽光園	特別養護老人ホーム	○	曾屋1177-1	72-7642
【障害関係】				
秦野精華園・秦野市障害者日中サービスセンター『ひまわり』	地域活動支援センター他		本町3-13-49	73-7744
一般社団法人SOWETみんなの広場	就労継続支援	○	曾屋5819-4	59-9700
多機能事業所 みんなの広場	共同生活援助		桜町2-4-50	80-2889
ハイム・ユー・アイ	児童発達支援他		本町1-8-16ビジネス1階	82-9982
虹	ともしびショップ		栄町9-14	73-6031
ともしびショップ ゆめ散歩				
【児童関係】				
第一保育園	保育所	○	本町1-3-1	81-3175
ベルフラワー保育園	保育所	○	今川町1-2	83-3051
市立すえひろこども園	認定こども園	○	末広町6-35	82-4556
末広ふれあいセンター	児童館		末広町6-53	82-4936
学童保育はだのキッズ	学童保育	○	本町2-1-21	57-8880
ぽけっと21すえひろ	子育てふれあいルーム		末広町6-35	83-6736
ぽけっと21こども館	子育てふれあいルーム		寿町3-12（はだのこども館内）	83-5011
ぽけっと21ミライエ	子育てふれあいルーム		曾屋687-37（ミライエ秦野内）	80-2351

南地区社協

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
【高齢者関係】				
秦野老人保健施設みかん	介護老人保健施設	○	平沢2407-2	84-4165
〃	通所リハビリ（介護保険）		〃	〃
特別養護老人ホーム 湖	特別養護老人ホーム	○	平沢入窪2426-1	84-6565
〃	通所介護（介護保険）		〃	〃
ひまわりの里	介護老人保健施設	○	西大竹914-1	85-5011
ケアハウス星	軽費老人ホーム	○	平沢入窪2426-1	84-6565
J Aデイサービスセンターはだの	通所介護（介護保険）		平沢 4 3 5	85-5177
ケアプロ 2 1 はだの	通所介護（介護保険）		立野台3-20-6	85-1126

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
堀川デイサービスセンター	通所介護（介護保険）		立野台3-10-4	83-7756
デイサービスフォルテシモはだの	通所介護（介護保険）		大秦町2-21	83-8121
すまいる秦野今泉	通所介護（介護保険）		今泉327-1	83-7345
デイサービス五幸 秦野	通所介護（介護保険）		尾尻940-5ハイブリッジⅡ102	73-5033
ケアステーションあさひ秦野	通所介護（介護保険）		平沢1303-1	80-2552
デイサービスの家 菜の花	通所介護（介護保険）		平沢1319-8	81-1140
グループホームいきいきの家今泉	グループホーム（介護保険）		今泉254-2	85-1377
グループホーム「輪」	グループホーム（介護保険）		今泉698-1	81-3165
グループホーム花物語なでしこ	グループホーム（介護保険）		平沢338-4	80-3855
有料老人ホーム サンシティ神奈川	特定施設入所者生活介護		南が丘4-4	84-8111
有料老人ホームエクセルシオール秦野	特定施設入所者生活介護	○	今泉607-4	85-5572
結（ゆい）	介護付有料老人ホーム		今泉696-1	84-0700
【障害関係】				
福祉作業所 リトルスター	地域作業所	○	鈴張町1-1	84-4502
秦野市障害者地域活動支援センター あじさい	地域活動支援センター		緑町16-3 （保健福祉センター内 2F）	85-1305
秦野市児童発達支援事業 たんぽぽ教室	児童発達支援		緑町16-3 （保健福祉センター内 4F）	84-2168
NPO法人 放課後等デイサービス いちごクラブ	放課後等デイサービス		西大竹120-3	68-9709
秦野精華園 今泉地区生活ホーム	共同生活援助・共同生活援助		今泉334-4	77-8811
にこにこパン工房	就労継続支援	○	清水町9-24	84-5556
ともしびショップ ま木	ともしびショップ		緑町16-3 （保健福祉センター内）	84-1188
【児童関係】				
いまいずみ保育園	認定こども園	○	尾尻952-16	82-6226
ひまわり保育園	保育所	○	室町3-23	82-3405
南秦野保育園	保育所	○	平沢1243-3	81-8306
ふくろうのもり保育園	保育所（夜間）	○	平沢1243-3	81-8306
にこにこ保育園	保育所	○	立野台1-3-7	83-2525
第2にこにこ保育園	保育所	○	尾尻546-1	85-0808
あおば保育園	保育所		尾尻939-10	83-6273
市立みどりこども園	認定こども園	○	緑町16-2	81-1629
平沢児童館	児童館		平沢979-4	81-8206
いずみ児童館	児童館		今泉98-1	81-5466
西大竹児童館	児童館		西大竹218-1	81-2650
ぽけっと21保健福祉センター	子育てふれあいルーム		緑町16-3 （保健福祉センター内）	82-7630

東地区社協

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
【高齢者関係】				
くず葉台ケアセンター	通所介護（介護保険）	○	東田原419-1	84-5800
田原の里	特別養護老人ホーム	○	西田原360-1	63-3577
介護老人保健施設 ミノゲール	介護老人保健施設		蓑毛164-1	81-1488
特定非営利活動法人みきフレンド あふり	通所介護（介護保険）	○	西田原512	85-5075
特定非営利活動法人みきフレンド あかね	通所介護（介護保険）	○	東田原698	85-1433
特定非営利活動法人みきフレンド あさひ	通所介護（介護保険）	○	西田原1237-3	85-5506
ツクイ秦野	通所介護（介護保険）		落合356-1	85-6016
ハッピータウンデイサービスセンター	通所介護（介護保険）		西田原176-2	79-6676
特定非営利活動法人野の花ネットワーク 通 所介護事業所	通所介護（介護保険）		名古屋木東ノ前456-8	82-0551
プライムガーデン秦野	グループホーム（介護保険）		名古屋木406-1	85-6211
あずま荘	老人いこいの家		寺山466-2	83-3371
【障害関係】				
うぐいすの家	就労継続支援	○	西田原146	83-3200
特定非営利活動法人野の花ネットワーク	日中一時支援事業	○	名古屋木402-2	82-1337
国立病院機構神奈川病院	医療型障害児入所施設他		落合666-1	81-1771
ハイツ希望	共同生活援助		西田原151-6	82-2188
【児童関係】				
若木保育園	保育所	○	東田原440-5	81-6332
ハレノヒ保育園	保育所	○	名古屋木38	82-8001
谷戸児童館	児童館		西田原923	81-5464

北地区社協

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
【高齢者関係】				
はだの松寿苑	特別養護老人ホーム	○	戸川381-12	74-2003
〃	通所介護（介護保険）		〃	74-2066
ケアステーションあさひ渋沢	通所介護（介護保険）		菩提246-1	74-1101
デイサービスくつろぎ	通所介護（介護保険）		三屋124	75-6320
(有)ハピネス秦野ケアセンター	通所介護（介護保険）	○	三屋97-1	75-1890
神の庭サンフォーレ	通所介護（介護保険）		戸川130-1	75-6111
街角の家秦野	認知症対応型共同生活介護		〃	74-3131
くずは荘	老人いこいの家		羽根534	75-2856
【障害関係】				
松下園	施設入所支援他	○	戸川454-1	75-2511
キャンバス秦野	共同生活援助他		戸川325	75-5430
丹沢レジデンシャルホーム	施設入所支援他	○	菩提1711-2	75-3300

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
秦野ワークセンター	生活介護・就労継続支援	○	菩提1711-2	75-3343
くず葉学園	施設入所支援他	○	菩提2058-2	75-3221
あけぼの園	児童発達支援他	○	菩提507-1	75-1601
ジョブライフはたの	就労移行支援・就労継続支援	○	三屋127-3	75-0118
グループホームせせらぎ	短期入所	○	〃	73-5586
あけぼの	就労継続支援	○	三屋29-1	75-3456
就労移行支援事業所りんく	就労移行支援		三屋124	75-6308
はたのホーム	共同生活援助		三屋131	75-2800
桜ホーム	共同生活援助		戸川149-4	75-2511
ときの家	日中一時支援事業		戸川472-16	71-6407
【児童関係】				
西湘秦野保育園	保育所	○	横野231	75-2818
山辺保育園	保育所	○	横野57-1	72-7621
横野児童館	児童館		横野609-1	75-2285
戸川児童館	児童館		戸川684	75-1867
三屋台児童館	児童館		戸川154-1	75-3148

大根地区社協

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
【高齢者関係】				
湘南老人ホーム	特別養護老人ホーム	○	下大槻1169-2	76-7580
〃	通所介護（介護保険）		〃	〃
湘南老人ホーム通所介護 ふらっと	通所介護（介護保険）		下大槻173田中ハイツ	76-5210
老人保健施設ぬくもりの家	介護老人保健施設		南矢名2-12-1	77-1109
〃	通所リハビリ（介護保険）		〃	〃
グループホームおおね	グループホーム（介護保険）		〃	77-1105
ボディメイクサービス笑和	通所リハビリ（介護保険）		南矢名1-10-6	74-4645
デイサービス和楽	通所介護（介護保険）		南矢名689-3	78-5655
通所介護サービスほっと	通所介護（介護保険）	○	南矢名968-10	77-8070
サロンデイ東海大駅前	通所介護（介護保険）		南矢名1-14-34	77-6100
市立広畑ふれあいプラザ	介護予防の拠点施設		下大槻174-4	77-6061
【障害関係】				
弘済学園 デイケアセンター	生活介護		北矢名1195-3	77-3222
〃 児童ショートステイ	短期入所		〃	〃
〃 児童寮	施設入所支援他		〃	〃
〃 第二児童寮	施設入所支援		〃	〃
〃 ケアホーム	共同生活援助		〃	〃
〃 児童デイサービス	児童発達支援他		〃	〃
〃 ケアセンター	日中一時支援事業		〃	〃

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
秦野精華園	施設入所支援他	○	南矢名3-2-1	77-8811
〃 チャレンジセンター	自立訓練他		〃	〃
希望の丘 喫茶ラポールセイカ	就労移行支援他		南矢名4-27-20	71-6151
ライフステージ・悠トピア	施設入所支援他	○	南矢名1955	69-1222
〃 通所センター	生活介護		南矢名1955	69-1222
地域作業所かがやき	就労継続支援	○	南矢名2-6-17	78-3523
大根工芸	就労継続支援	○	南矢名2041-5	79-2570
わくわくハウス	共同生活援助		南矢名2-15-8	78-5687
西湘ダルク	共同生活援助		北矢名1225	77-6755
シオンホーム	共同生活援助		南矢名1669-1	65-0245
コミュニティオサカベ	共同生活援助	○	南矢名754-5	76-0553
もえ木の丘	共同生活援助		南矢名430-14	78-3337
もえぎ	生活介護		南矢名430-15	78-1660
あんず	日中一時支援事業		〃	78-1660
【児童関係】				
なでしこ保育園	保育所	○	南矢名2290-3	77-7111
なでしこ第2保育園	保育所	○	下大槻174-2	78-3939
市立ひろはたこども園	認定こども園	○	下大槻138	77-3434
北矢名児童館	児童館		北矢名214-1	77-4555
広畑児童館	児童館		下大槻410-3	77-7515
ぼけっと21おおね	子育てふれあいルーム		南矢名3-11-1	77-1542

鶴巻地区社協

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
【高齢者関係】				
ライフプラザ鶴巻	介護老人保健施設	○	鶴巻北3-1-3	69-3741
〃	通所リハビリ（介護保険）		〃	69-3036
健康ぶらす鶴巻	通所リハビリ（介護保険）		鶴巻北1-1-9-101	20-9680
つるまきケアセンター	通所介護（介護保険）	○	鶴巻1702-5	77-7227
デイハウス 和み	通所介護（介護保険）		鶴巻1702-1	77-0716
グループホーム鶴巻	認知症対応型共同生活介護		鶴巻北2-14-2	78-2272
デイサービスセンター鶴巻	通所介護（介護保険）		〃	78-2270
愛の家グループホーム秦野鶴巻	認知症対応型共同生活介護		鶴巻南4-10-39	79-0080
鶴巻温泉病院	介護療養型施設		鶴巻北1-16-1	78-1311
あずみ苑グランデ鶴巻	特定施設入所者生活介護		鶴巻北3-10-25	77-4480
ニチイケアセンターまほろば	通所介護（介護保険）		鶴巻2166-1	69-3031
【障害関係】				
ファミリーユピュア	共同生活援助	○	鶴巻北3-11-9	76-4866
ファミリーユピュアⅡ	共同生活援助	○	鶴巻北3-11-5-106	78-7558

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
グループホーム スカイコート	共同生活援助	○	鶴巻南1-28-66	72-8767
鶴巻工芸	就労継続支援	○	鶴巻1840-2	77-7769
もいちど倶楽部	児童発達支援		鶴巻1921-1	57-7512
【児童関係】				
市立つるまきこども園	認定こども園	○	鶴巻2248-1	78-3424
鶴巻児童室	児童館		鶴巻2182（鶴巻公民館内）	79-7580
ゆりかご保育園	保育所	○	鶴巻南5-1-5	77-6870
つくし保育園	小規模事業認可保育園	○	鶴巻南1-1-6	73-8120

西地区社協

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
【高齢者関係】				
寿湘ヶ丘老人ホーム	特別養護老人ホーム	○	千村497-1	88-4150
寿湘ヶ丘老人ホーム	通所介護（介護保険）		千村497-2	88-5200
菖蒲荘	特別養護老人ホーム	○	三廻部508-2	88-7651
〃	通所介護（介護保険）		〃	88-6821
老人保健施設 めぐみの里	介護老人保健施設	○	渋沢1296-1	89-2225
デイサービスセンター渋沢	通所介護（介護保険）		渋沢上1-13-28	89-5250
グループホーム渋沢	グループホーム（介護保険）		〃	〃
グループホームそば	グループホーム（介護保険）		渋沢1856-1	86-0150
セントケアホーム桃の木原	グループホーム（介護保険）		堀山下510	89-4210
グループホームこ・みかん	グループホーム（介護保険）		柳町1-20-10	89-1165
デイケアこ・みかん	通所リハビリ（介護保険）		柳町1-20-7	89-6511
手をつな号 デイハウスなみき	通所介護（介護保険）	○	並木町4-17	89-3824
ディサービス こもれびの家	通所介護（介護保険）		堀川175-4	89-6116
ニチケアセンターほりにし	通所介護（介護保険）		堀西132-1	86-0371
横田リハビリセンター	通所介護（介護保険）		柳町1-1-16 3F	89-4555
和楽しむさわ	通所介護（介護保険）		萩が丘7-6	89-4207
デイサービスさくら	通所介護（介護保険）		並木町2-15	88-1082
リハセンター R-studio	通所介護（介護保険）		松原町2-8	71-5424
ハピネス渋沢ケアセンター	通所介護（介護保険）		柳町2-5-31伊藤ビル1F	73-7772
駅前ケアクラブ	通所介護（介護保険）		柳町1-4-17	73-5177
丹沢病院	介護療養型施設	○	堀山下557	88-2455
ベストライフ秦野	特定施設入所者生活介護		渋沢2-36-2	89-6056
ボンセジュール渋沢	特定施設入所者生活介護		渋沢上1-6-60	86-0681
サニーライフ秦野渋沢	特定施設入所者生活介護		千村1-11-35	43-0027

施設名	施設の種類	市社協 会員	住 所	電話番号
かわじ荘	老人いこいの家		八沢626-1	有線3134
ほりかわ荘	老人いこいの家		堀川579-1	有線2530
【障害関係】				
やまばと学園	施設入所支援他	○	渋沢2620-2	87-1188
やまばとケアホーム	共同生活援助		〃	〃
やまばと学園グループホーム 「やまばとハウス」	共同生活援助		千村2-12-1	20-9221
みのりの家	生活介護・短期入所	○	渋沢1480-1	80-2332
あすなろリサイクル作業所	就労継続支援		堀山下98	87-2525
グループホーム わかば	共同生活援助		渋沢上1丁目6-1	87-7722
いんくるはだの	生活介護・日中一時支援事業		堀山下182-3	87-7331
【児童関係】				
こひつじ保育園	保育所	○	渋沢2-7-15	87-2088
みどり保育園	保育所	○	並木町9-36	88-3702
やまゆりこども園	認定こども園	○	沼代新町3-42	88-7810
虹と風保育園	保育所	○	渋沢2-42-1	89-1325
市立しぶさわこども園	認定こども園	○	渋沢上1-12-2	87-1021
学童保育でんでん	学童	○	弥生町4-32	67-0736
堀山下児童館	児童館		堀山下843	88-0335
堀川ほほえみ保育園	保育所	○	堀川22-1	73-7233
沼代児童館	児童館		堀西482-3	88-3511
渋沢児童館	児童館		渋沢2141	88-0617
千村児童室	児童館		千村4-10-32	88-4010
柳川児童館	児童館		柳川54-1	88-7068
堀川児童館	児童館		堀川103-1	87-5590
曲松児童センター	児童館		曲松1-3-18	88-2321
ぽけっと21しぶさわ	子育てふれあいルーム		渋沢上1-12-2	87-8777
ぽけっと21にし	子育てふれあいルーム		並木町8-1（西幼稚園内）	88-7577

資料4 相談機関一覧

参考：神奈川県「人権相談窓口一覧」より抜粋

区分	機 関 名	市 内	電話番号等	内 容	備 考
人権全般	秦野市役所市民相談人権課 (人権推進担当)	○	82-7618	人権擁護委員による人権相談	第2・4(木) 13時～16時の中の1時間 希望する相談日の前日17時までに 電話予約(先着順)
	平塚保健福祉事務所秦野センター	○	82-1428	保健相談(発育・発達・専門栄養・糖尿病・介護保険など)	
暮らし	秦野市役所生活援護課	○	82-7393	生活保護に関すること	
	秦野市役所市民相談人権課 (市民相談担当)	○	82-5128	生活の様々な問題について無料相談	
	秦野市役所市民相談人権課 (消費生活センター)	○	82-5181	商品などの購入トラブルの相談と情報提供	月～金 9:00～16:00 (祝・年末年始除く)
こども	秦野市教育研究所	○	86-9102	子供の教育に関することなど	
	秦野市役所こども家庭支援課 (親子健康担当)	○	82-9604	妊娠中から幼児期までの健診等 児童に関する手当、ひとり親家庭	
	秦野市役所こども家庭支援課 (こども若者相談担当)	○	82-5273 84-7800	18歳未満のこどもに関する相談 (育児相談、青少年問題、いじめ、悩み、不登校など)	
	子育て支援センターポケット21しぶさわ	○	87-8777	子育てに関すること全般 ※開設場所により、臨時休所あり。	毎週月・水・金 午前10時～午後3時 電話相談：午前9時30分から午後4時
	子育て支援センターポケット21おおね	○	77-1542		毎週火・木・金 午前10時～午後3時 電話相談：午前9時30分から午後4時
	子育て支援センターポケット21すえひろ	○	83-6736		毎週月～金 午前10時～午後3時 電話相談：午前9時30分から午後4時
	子育て支援センターポケット21こども館	○	83-5011		毎週火・木・土 午前10時～午後3時 電話相談：午前9時30分から午後4時
	子育て支援センターポケット21保健福祉センター	○	82-7630		開設日：月により異なる 電話相談：午前9時30分～午後4時
	子育て支援センターポケット21ミライエ	○	80-2351		毎週月・水・土 午前10時～午後3時 電話相談：午後9時30分～午後4時
	子育て支援センターポケット21にし	○	88-7577		毎週火・木・金 午前10時～午後3時 電話相談：午後9時30分～午後4時
	ファミリーサポートセンター	○	84-1330	ファミリーサポート事業利用相談	託児・送迎等
	子育て支援センターかがやき	○	77-1052	子育てに関すること全般	NPO法人かがやき
	平塚児童相談所		73-6888(代表)	子供に関すること全般	
	県立総合教育センター総合教育相談		0466-81-0185	学習、不登校、いじめなど教育全般について	月～金 8時30分～21時 土、日、祝日 8時30分～17時15分 (年末年始除く)
	県立総合教育センター発達教育相談		0466-84-2210		
	県立総合教育センター不登校ほっとライン		0466-81-0185		
	転編入学情報センター		045-210-8235	公立高校の入学・転入学・編入学に関する相談	月～金 8時30～17時15分 (祝日、12/29～1/3を除く)
	総合療育相談センター(地域企画課)		0466-84-5700	子供に関すること全般	
	人権・子どもホットライン		0466-84-1616	子供の人権に関すること	9時～20時 年中無休 県内に住んでいる18歳未満の子が対象
	子ども安全110番		045-651-0110	児童虐待、声かけ、不審者、その子どもが被害者となる犯罪にかかわる情報	フリーダイヤル0120-604-415 24時間受付
	少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー(警察本部)		045-641-0045	非行、不良行為、犯罪被害、いじめ、家庭内暴力など	フリーダイヤル0120-45-7867 8時半～17時15分、土日祝日年末年始除く

区分	機 関 名	市 内	電話番号等	内 容	備 考
女性	秦野警察署（生活安全課）	○	83-0110	性犯罪に関する事など	
	神奈川県警察本部の性犯罪被害 1 1 0 番		045-681-0110	性犯罪に関する事など	平日8時30分から17時女性の警察官が対応
	女性のための悩み相談「女性相談室」	○	電話相談専用 83-1812	夫婦・家族のトラブル、生活などの一般相談	面接予約は82-5128 相談日：月～木 10時～12時・13時～15時 第2土曜日（祝・年末年始除く）
	配偶者暴力相談支援センター		0466-26-5550	D V 相談	月～金 9時～21時 土・日 9時～17時 祝日除く
	配偶者暴力相談支援センター 多言語相談（D V 相談/サポート相談）		050-1501-2803	多言語相談（D V 相談/サポート相談） （英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、韓国・朝鮮語）	月～土曜 10時～17時 （※来所相談は16時まで。要予約）
	かなテラス（男女共同参画センター）		0466-27-2116	D V 相談	
	横浜地方方法務局の 女性の人権ホットライン		0570-070-810	女性の人権に関する事	月～金 8時30分～17時15分
	女性への暴力相談「週末ホットライン」		045-451-0740	夫やパートナーからの暴力に関する事	土・日 17時～21時 祝日 9時～21時
	県立女性相談所・女性電話相談室		045-313-2800	家族の問題をはじめとする女性の様々な悩み	月～金 9時～17時（受付16時まで） 祝日、年末年始除く 女性相談員等が対応
	神奈川労働局雇用均等室		045-211-7380	職場におけるセクシャルハラスメントや様々な労働問題について	月～金 8時30分～17時15分
男性	男性被害者相談窓口		0570-033-103	D V 相談	月～金 9時～21時（祝日除く） ※要予約
	DVに悩む男性のための相談窓口		0570-783-744		月・木 18～21時（祝日除く）
高齢者	秦野市役所高齢介護課（高齢者支援担当）	○	82-7394	在宅高齢者に関する相談支援	月～金 9時～17時
	本町地域高齢者支援センター	○	75-8907	〃 本町・東・南地区	
	南地域高齢者支援センター（Mutsumiケアセンター1F）	○	84-2250	〃 南・南が丘地区	
	東・北地域高齢者支援センター（秦野伊勢原医師会内）	○	81-0990	〃 東・北地区	地区内であっても、字（あざ）ごとに担当が決まっています。
	大根地域高齢者支援センター（高齢者地域交流センターぶらっと内）	○	76-5208	〃 大根・鶴巻・東地区	
	西地域高齢者支援センター	○	73-5751	〃 西・上・南地区	詳細は、直接問い合わせるか、秦野市のホームページなどでご確認ください。
	渋沢地域高齢者支援センター	○	79-6532	〃 西・南地区	
	鶴巻地域高齢者支援センター（メブレスビル3F）	○	79-9040	〃 大根・鶴巻地区	
	かながわ福祉サービス 運営適正化委員会		045-317-2200	福祉サービスを利用している方の苦情相談	
障害者	秦野市役所障害福祉課	○	82-7616	障害に関する相談支援	71-5872
	NPO法人 総合福祉サポートセンターはだの	○	80-2940	生活相談並びに情報の提供	
	丹沢自律生活センター総合相談室	○	（代）75-3300		
	一般社団法人 秦野市障害者地域生活支援機構	○	71-5701		
	秦野精華園相談支援事業所ラポールセイカ	○	71-6151		
	市障害者権利擁護センター ライツはだの	○	79-5028	虐待に関する事	
	神奈川県精神障害者連絡協議会		045-826-5562	当事者団体による相談 精神障害者に関する事	毎週水曜 10時～16時
	NPO法人じんかれん（旧・神奈川県精神障害者家族会連合会）		045-821-8796		
	神奈川県自閉症児者親の会連合会		046-238-8490	自閉症児者に関する事	
	神奈川県障害者自立生活支援センター		046-247-7503	障害者の生活支援に関する事	

区分	機 関 名	市 内	電話番号等	内 容	備 考
医 療	医療問題弁護団		03-6256-8080	医療についての相談（民間団体）	毎週（月）12時～14時 祝日、年末年始除く
	神奈川医療問題弁護団		045-620-9417		10時～15時（第3水曜除く）
	医療事故研究会		03-5775-1851		火・木・金 13時～15時
	NPO法人COML （コムル・旧医療人権センター）		06-6314-1652		
メン タル	県精神保健福祉センター こころの電話相談		0120-821-606	心の健康相談	月～金 9時～21時 （祝日、年末年始を除く）
	神奈川県精神障害者家族会連合会		045-821-8796		（民間団体）
	神奈川県精神障害者連絡協議会		045-826-5562		
	かながわ労働センター 働く人のメンタルヘルス相談		045-633-6110		第1～4火（祝日、年末年始は休 み）13時半～16時半
エイ ズ	AIDSネットワーク横浜		045-201-8808	エイズ相談	水 18時～21時 土 15時～18時
	エイズ予防財団		0120-177-812 03-5259-1815		月～金（祝日、年末年始を除く） 10時～13時 14時～17時
同 和	横浜地方法務局人権擁護課		045-641-7926	同和問題に関すること	（民間団体）
	県民局くらし県民部人権男女共同参画 課（人権・同和グループ）		045-210-1111 （代表）		
	全日本同和会神奈川県連合会		0465-20-3588		
	部落解放同盟神奈川県連合会		0465-75-0915		
	神奈川県地域人権運動連合会		0463-82-4001		
	神奈川地域相談連絡協議会		0465-20-3588 0465-75-0915 0465-82-4001		
外国 籍市民	秦野市役所 市民相談人権課 （市民相談人権担当）	○	82-5128 （相談専用）	市政、日常生活一般の相談	（火）ポルトガル語 （水・木）英語/スペイン語 9時～12時・13時～16時 （金）中国語/ベトナム語 9時～12時
	かながわ県民センター 県民の声・相談室		045-312-1121 （代表）	外国語での相談可	曜日により異なる
	県央地域県政総合センター 県民の声・相談室		046-224-1111 （代表）		曜日により異なる
	横浜いのちの電話		0120-66-2477	スペイン語での相談	曜日により異なる
			0120-66-2488	ポルトガル語での相談	
	かながわ外国人 すまいサポートセンター		045-228-1752	外国人の民間賃貸住宅への入居から退去 までのサポート	月～金 10時～17時（祝日除く）
	多言語支援センターかながわ		045-316-2770	「保健医療」「子育て支援」「災害」な どの分野について、電話による情報提供	9:00～17:15 月～金 （祝日、年末年始除く）
就 労	ハローワーク松田		0465-82-8609	一般就労相談	
	県障害者就労相談センター		045-633-6110	障害者の就労	
	平塚労働基準監督署		0463-43-8615	労働者の労働条件や安全と健康の維持向 上	
	かながわ労働センター湘南支所		0463-22-2711		
そ の 他	横浜いのちの電話		045-335-4343	悩み全般（エイズ相談あり）	24時間、年中無休

資料5 ボランティア保険一覧

		市民活動補償(旧なかよし保険:秦野市)	全社協ボランティア活動保険
加入できる人		秦野市に住民票がある人	・社会福祉協議会及びその構成員・会員 ・社会福祉協議会登録のボランティア(個人) ・ボランティアグループ・団体
	市社協登録	不 要	必 要
補償の対象となる人		・秦野市を拠点に活動し、市民により自主的に構成され、自由意志のもとに継続的な活動をする営利を目的としない団体 ・秦野市を拠点に継続的なボランティア活動をする個人(※個人の場合は対象の可否を市民活動支援課で判断)	・ボランティア個人 ・ボランティアの監督義務者(賠償事故のみ) ・NPO法人(賠償事故のみ)
主な補償内容		死 亡:500万円 後遺障害:500万～15万円 入院日額:3,000円(180日を限度) 通院日額:2,000円(90日を限度) ※傷害の内容、事故のケースによっては補償されない場合があります。詳細はリーフレットか市民活動サポートセンターホームページをご覧ください。	ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償 ・活動にはボランティア活動のための学習会や会議を含む ・活動場所と自宅との往復途上の事故も補償 ・ボランティア自身の食中毒や熱中症も補償 ・ボランティア自身の特定感染症も補償 (新型コロナウイルス感染症を含む)
掛 金		なし(※市で全額負担)	(年間1名につき) 基本タイプ 350円 天災タイプ 500円
補償期間			令和3年4月1日午前0時から令和4年3月31日午後12時まで。 4月1日以降の加入については、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から令和4年3月31日午後12時まで。
対象となるボランティア活動		①市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成されていること。 ②公益性のある直接的な活動を行っていること。 ③活動が営利を目的とせず、自由意志のもとに継続的・計画的に行われていること。 以上の要件を備えた団体の活動	自発的な意志により他人や社会に貢献する目的とし、日本国内で行われる無償・非営利(交通費等の実費弁償は無償・非営利に含む)の活動 次の①～③のいずれかに該当する活動 ①会則に則り企画、立案された活動であること ②社会福祉協議会に届出た活動であること ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること
対象となる事故	傷害事故	○	○
	賠償事故	○	○
	その他	なし	
加入手続き	書類提出先	加入手続きは不要	秦野市社会福祉協議会
	加入申込書		加入申込書(所定の書式) ※加入申込書は社協窓口で配布
	名簿の提出		既作成名簿がある場合はそのコピー
	掛金		加入者が社協窓口で支払う
事故がおきたら		すみやかに秦野市役所市民活動支援課に連絡 TEL 0463-82-5118	すみやかに受診し、秦野市社協に連絡 TEL 0463-84-7711 FAX 0463-85-1302
確認事項		①事故報告書(指定様式)②名簿③年間行事予定または事故日の活動が証明できる書類④規約	①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況 ④ケガの程度、病院名 ⑤保険の種類 ⑥相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(損害賠償の場合)など

全社協ボランティア行事保険		全社協送迎サービス補償			
・社会福祉協議会及びその構成員・会員 ・社会福祉協議会登録のボランティア(個人) ・ボランティアグループ・団体		・社会福祉協議会及びその構成員・会員 ・社会福祉協議会登録のボランティア(個人) ・ボランティアグループ・団体		加入できる人	
必 要		必 要		市社協登録	
傷害補償～主催者を含む行事参加者 賠償保険～行事主催者および共催者		Aプラン～送迎サービス利用者 Bプラン～送迎サービスのために特定した自動車に搭乗中のサービス利用者、同乗者(運転手含む)		補償の対象となる人	
ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償		送迎サービス中に利用者などが事故などによりケガをした場合		主な補償内容	
・行事開催地への往復途上の事故も補償					
(1日1名につき) Aプラン(宿泊を伴わない)A1:28円 A2:126円 A3:248円 Bプラン(宿泊を伴う) 241円～(日数を増すごとに増額) Cプラン(宿泊を伴わないかつ参加者が事前に特定でない行事)1日28円(最低保険料560円)		(利用者特定方式) 利用者1名につき1日20円 (自動車特定方式) 法定乗車定員1名につき年間2,000円		掛 金	
加入手続きをとった行事のみ ※行事開催日の前日までに掛金を振り込みを行わなければ無効		令和3年4月1日午前0時から令和4年3月31日午後12時まで。4月1日以降の加入については、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から令和4年3月31日午後12時まで。		補償期間	
社会福祉協議会及びその構成員や会員であるボランティアグループ・団体が行うボランティア行事		社会福祉協議会及びその構成員や会員 ならびに社会福祉協議会に登録されているボランティア(個人・団体)が行う送迎サービス		対象となる ボランティア活動	
○		・利用者特定方式～送迎サービス実施者の 管理下中 にケガをした場合(送迎サービス実施者の責任の有無は問わず、交通事故のみならず一般のケガも対象) ・自動車特定方式～送迎サービス実施者の特定する自家用自動車に 搭乗中 にケガをした場合(送迎サービス実施者の責任の有無は問わず)		傷害事故	対象となる事故
○				賠償事故	
				その他	
秦野市社会福祉協議会		秦野市社会福祉協議会		書類提出先	加入手続き
加入依頼書(所定の様式) ※加入依頼書は社協窓口で配布		加入依頼書(所定の様式) ※加入依頼書は社協窓口で配布		加入申込書	
参加者名簿(宿泊を伴う場合は同封)		利用者特定方式のみ名簿を加入者で保管		名簿の提出	
所定の振込用紙で開催日の前日までに加入者が振り込む		所定の振込用紙で開催日の前日までに加入者が振り込む		掛金	
すみやかに受診し、秦野市社協に連絡 TEL 0463-84-7711 FAX 0463-85-1302		すみやかに損保ジャパン日本興亜保険金サービス課(神奈川)に連絡 TEL 045-661-2626		事故がおきたら	
①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況 ④ケガの程度、病院名 ⑤保険の種類 ⑥相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(損害賠償の場合)など		①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況 ④ケガの程度、病院名 ⑤保険の種類 ⑥相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(損害賠償の場合)など		確認事項	

市社協のあゆみ

- 昭和30年
- 昭和33年
- 昭和39年
- 昭和40年
- 昭和43年
- 昭和45年
- 昭和47年
- 昭和48年
- 昭和49年
- 昭和51年
- 昭和52年
- 昭和53年
- 昭和54年
- 昭和55年
- 昭和56年
- 昭和57年
- 昭和58年
- 昭和59年
- 昭和60年
- 昭和61年
- 昭和62年
- 昭和63年
- 平成 元年
- 平成 4年
- 平成 6年
- 平成 7年
- 平成10年
- 平成13年
- ・ 秦野市社会福祉協議会発足
- ・ 心配ごと相談所開設
- ・ 助け合い愛の資金貸付開始(46年度終了)
- ・ 社会福祉協力センターを開設
- ・ 第1回社会福祉大会開催
- ・ 西地区社会福祉協議会設立
- ・ 社会福祉協力センターを「善意銀行」と改称
- ・ 小口生活資金貸付制度発足
- ・ 南地区社会福祉協議会設立
- ・ 厚生大臣より社会福祉法人の認可おける
- ・ 賛助会員制度を実施開始
- ・ 広報紙「社協はだの」発行開始
- ・ 独居老人及び老人夫婦世帯実態調査の実施
- ・ 自治会連合会代表者が役員として加入
- ・ 心身障害児実態調査の実施
- ・ 生活用具等の貸出事業開始(23年度終了)⇒車イス継続
- ・ 「はだの福祉基金」の設置
- ・ 社協普通会員全戸加入の実施開始
- ・ ボランティア活動者意識調査の実施
- ・ 全地区に地区社協が組織される
- ・ ボランティア連絡会発足
- ・ 在宅心身障害児通園通学現況調査の実施
- ・ 市町村社協の法制化成る
- ・ 大根地区社協をモデル地区社協に指定
- ・ 地区コーディネーターの設置
- ・ 本町地区社協が地域福祉推進体制整備事業の指定を受ける
- ・ 中学生のためのボランティア体験学習の実施
- ・ 夜間ボランティアスクールの開催
- ・ 福祉教育推進協力校の指定を受ける
- ・ 配食【給食】サービス事業開始(15年度終了)
- ・ ボランティア事業推進指定都市として指定を受ける
- ・ 市社協基盤強化検討委員会発足
- ・ 秦野中高年齢労働者福祉センター運営受託開始(15年度終了)
- ・ 家庭奉仕員派遣事業の受託開始
- ・ ふれ愛サービス事業の実施開始
- ・ 地域生活支援センター【ふれあいのまちづくり】事業開始
- ・ 福祉バス基金の設置(23年度終了)
- ・ 福祉バス検討委員会の設置(19年度終了)
- ・ 社協会員規定を一部改正
- ・ 福祉バス「ほほえみ号」の設置(19年度終了)
- ・ 小地域福祉活動実態調査の実施
- ・ 定款の一部変更
- ・ 地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ・ 地域福祉活動計画の策定(第1期:H8～12年度)
- ・ 保健福祉センターへ移転
居宅介護支援(26年度終了)、訪問介護事業開始
- ・ 住宅改修相談の開始(14年度終了)
- ・ いきがい型デイサービス事業の受託開始(27年度終了)
- ・ 地域福祉権利擁護事業の受託開始
- ・ 第三者委員会の設置
- ・ ホームページの開設
- ・ 特定非営利活動法人助成事業の開始(16年度終了)

- 平成14年
- 平成15年
- 平成16年
- 平成17年
- 平成18年
- 平成19年
- 平成21年
- 平成22年
- 平成23年
- 平成24年
- 平成25年
- 平成26年
- 平成27年
- 平成28年
- 平成29年
- 平成30年
- 令和元年
- 令和2年
- ・ 精神ヘルパー事業開始
- ・ 精神障害者配食サービス事業受託開始(15年度終了)
- ・ 支援費事業の開始
- ・ 経営委員会の設置
- ・ 全戸加入実施委員会の地域部会への統合
- ・ 定款の一部変更
- ・ 地域ふれあい事業交付金開始(17年度終了)
- ・ 『ふれあいサロンほっとコーナー』の支援開始
- ・ 創立50周年
- ・ シンボルマークの制定
- ・ 定款の一部変更
- ・ 保健福祉センター管理業務受託開始
- ・ 共同募金秦野市支会事務局受任
- ・ 「ほっと通信」発行開始
- ・ 地域福祉活動計画の策定(第2期:H19～23年度)
- ・ 定款の一部変更
- ・ 市地域介護予防事業受託【ボランティア育成】(22年度終了)
- ・ 県社協地域福祉コーディネーター活動モデル事業開始(20年度終了)
- ・ 第1回こどもフェスティバル開催(28年度終了)
- ・ ふれ愛サービスマスコットキャラクター決定
- ・ 福祉車両等無料貸出事業開始
- ・ かながわバリアフリーまちづくり賞(ソフト部門)受賞
- ・ 地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ・ 寄付付き物品(缶入りパン)販売開始
- ・ 地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ・ 地域福祉活動計画の策定(第3期:H24～27年度)
- ・ 社会福祉協議会優良活動表彰受賞(全社協会長表彰)
- ・ 鶴巻地区社協活動拠点「ほっとワークつるまき」開設
- ・ 民生委員児童委員協議会事務局受任
- ・ 老人クラブ連合会事務局受任
- ・ 「社協はだの」100号発刊
- ・ 創立60周年
- ・ 「はだの地域公益事業基金」設立
- ・ はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』開設
- ・ 地域福祉活動計画の策定(第4期:H28～32年度)
- ・ 定款の一部変更
- ・ 評議員選任・解任委員会の設置
- ・ 西地区社協活動拠点「西地区ふれあい館」開設
- ・ 大根地区社協活動拠点「おおねふれあい館」開設
- ・ 福祉の仕事PR事業開始
- ・ 施設職員のメンタルヘルス相談窓口を開設
- ・ 地域福祉活動PR動画の制作
- ・ 理事懇談会の設置
- ・ 寄付付き物品(トートバッグ)販売開始
- ・ 「コロナに負けるな!地域応援プロジェクト」を始め、生活困窮者支援等新型コロナウイルス感染症への様々な対応を実施
- ・ 農福連携事業開始
- ・ 地域福祉活動計画の策定(第5期:R3～7年度)

社会福祉法人秦野市社会福祉協議会

〒257-0054 秦野市緑町16-3

秦野市保健福祉センター内

TEL 0463-84-7711(代表)

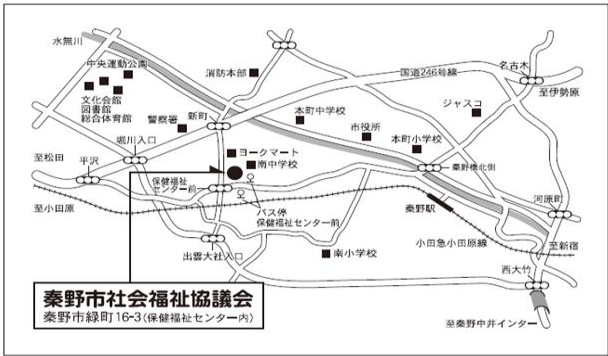
TEL 0463-83-2751(『きゃっち。』直通)

TEL 0463-83-4032(ヘルパー室直通)

FAX 0463-85-1302

メールアドレス shakyo@vnhadano.com

ホームページアドレス https://www.vnhadano.com



- 交通のご案内(バスを利用される場合)： 湘南神奈交バス
- ①秦野駅発5番「土橋経由洪沢駅北口行」
- ②洪沢駅発1番「土橋経由秦野駅行」
- 「保健福祉センター前」バス停で下車、徒歩1分